

調 査 士

兵庫

新春号

2024



No.570



令和5年度親睦事業「加古川に轟く和太鼓の響き!!」

→ 特 集

筆界の専門家である調査士としての責務

～大阪会 西田寛先生との対談（後半）～

兵庫県土地家屋調査士会

目 次

特 集

特集① 新年のごあいさつ

会長	1
神戸地方法務局長	3
境界問題相談センターひょうごセンター長	5
兵庫県土地家屋調査士政治連盟会長	6
私たちは「辰年」生まれです	8

特集② 筆界の専門家である調査士としての責務

～大阪会西田寛先生との対談（後半）～	10
--------------------	----

トピックス

令和5年度「法の日」無料登記相談	13
令和5年度インターンシップ	14
お悩みパーフェクト相談会	17
令和5年度親睦事業「加古川に轟く和太鼓の響き!!」	18
第36回 日調連 親睦ゴルフ 福島大会	19
広がる道路 広がる安心「狭あい道路解消シンポジウム」	20
新入会員研修会「同期の存在（新人研修を振り返り）」	21
第33回 近畿ブロック 親睦ゴルフ大会 滋賀大会	22
令和5年度 第3回HTC大会	23

毎号掲載

つれづれなるままに「システムと機器の進歩の速さ」	24
私の事件簿シリーズ「ポンコツ屋さんにコリゴリ」	25

会員向け

部会・委員会報告	27
会員の動向	32
新入会員アンケート	34
編集後記	36
第30回調査士兵庫に参加してプレゼントを当てよう!!	40

新年のごあいさつ



兵庫県土地家屋調査士会

会長 三嶋 裕之

あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会の会務運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。年頭にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は当会執行部の改選期の年であり、2期目を務めさせていただくことになりましたが、新たな執行部体制となった関係上、業務の把握をしながら事業を進めて行かなければならず、少し手探り感はあるものの、掲げた事業計画に則り執行してまいりました。

そのような中、昨年4月よりスタートいたしました新民法による共有地における取扱いが変更となり、調査士関連で言うと、分筆、合筆が過半数でも可能となったことや、財務局における官民境界協定手続きにおいて、条件はあるものの過半数での申請が可能となりました。この官民境界協定事務につきましては、今後、当該変更点を踏まえて各関係部局において精査しながら取扱いを変更して行く流れを、期待しながら注視したいと考えております。また、新たな制度でもある相続土地国庫帰属法が4月からスタートし、神戸局には現在50数件の申請があるとの報告を受けており、境界を明確にすることが申請条件であることから、土地家屋調査士の関与状況など調査をし、問題点の把握など積極的に検証しなければならないと考えております。

また、昨年は日本土地家屋調査士会連合会が主催で全国土地家屋調査士政治連盟と全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が共催として、狭あい道路の解消シンポジウムを神戸市の神戸文化ホールで開催いたしました。兵庫会は担当会として全面サポートさせていただき、自治体担当者29名(19部署)、議員関係

者157名、土地家屋調査士284名、その他1名、の合計471名。ライブ配信600名超の参加者となり、この問題の関心の高さが伺えました。そのシンポジウムの講演の中で、国土交通省の担当者から今年度中に狭あい道路解消事業を目的とした自治体へ向けてのガイドラインを作成するとの発表があり、来年度はこのガイドラインを受けて積極的に取り組んでいただける行政の担当者及び議員の先生への勉強会を検討したいと考えております。ここで狭あい道路の解消とは？ですが、今ターゲットにしているのが、建築に伴う道路後退です。いわゆるセットバックと言われるものですが、それは必ず道路用地として行政に帰属しなければならない規定となっておらず、そのため所有権を主張する地主とトラブルになったり、公共インフラ整備への同意取り付け問題など、見た目は道路だが一部私有地が残ることから様々な問題が指摘されております。国土交通省予算のうち社会資本整備総合交付金を使えば、地方自治体が取り組む場合は費用の2分の1がこの交付金から出ることから、筆界確定や分筆費用のすべてを自治体負担する行政もあり、土地家屋調査士会からの発信でこれを全国へ広めたいとの意向で、それにより行政への土地家屋調査士の理解度、信用、関与が図られると考えております。

そして、今年に目を向けますと、相続登記の義務化が4月からスタートいたします。土地家屋調査士が業務として相続登記が出来る規定とはなっておりませんが、地目変更や分筆登記などで依頼者の相続書類を纏めたり、筆界確認の際に隣接所有者の相続書類を纏めたりで、少なからず相続事務への関係を持ちます。隣接法律専門職として法律の趣旨説明や登記事務への説明は業務外であっても行うべきと考えており、「登記

の専門家に頼んでいたのに何も教えてもらえなかった。」と思われることの無いよう、少しこの分野での知識習得が必要となったと感じています。ただ気をつけなければならないのは、間違っただけの情報を与えることであり、そのバランスも必要となります。この件に関しては、今年度中に研修会を実施いたしますので、是非知識を身に付けていただきたいと思っております。

このように土地家屋調査士を取り巻く環境が大きく変わる中で、法律専門職である立場からさまざまなことに対応していかなければなりません。昨年の民法改正もろしく、相続土地国庫帰属法も、筆界確認情報の取扱い指針も、そして相続登記義務化も、また、違う目線として格安のGNSS測量機の登場で公共座標での

測量を行うことのハードルが下がってきた事により、測量専門家としての立ち位置も、そのようなさまざまなことを考えながらその時代時代でのタイムリーな研修、情報発信に心がけ、そして、そのためには役員どうしの情報交換やコミュニケーションも大切な事だと思っております。会員どうしでの親睦がその思いを伝える大切な機会であるとの思いは変わらず、今年もさまざまなことに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後に新しい年が会員の皆様とご家族や事務所の皆様にとりまして実りの多い一年となりますように祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。



令和6年 元旦
兵庫県土地家屋調査士会



事務局長	名誉会長	淡路支部長	東播支部長	但馬支部長	西播支部長	明石支部長	加古川支部長	姫路支部長	伊丹支部長	阪神支部長	神戸支部長	綱紀委員	監事	理事	副会長	副会長	副会長	会長
一橋	橋詰	吉田	田中	森田	小部	松村	廣田	阪田	和泉	阪本	志積	一	一	一	渡邊	向井	山本	三嶋
同	美	昌弘	琢磨	公男	英樹	宗人	隆徳	博和	宏明	晃一	功嗣	同	同	同	樹	明範	剛	之

新年のごあいさつ



神戸地方法務局
局長 柳川 謙二

明けましておめでとうございます。

兵庫県土地家屋調査士会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、日頃から、登記事務を始めとする法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、年の初めに当たり、法務局の所管事務に関する若干の事項につきまして、述べさせていただきます。

始めに、所有者不明土地の解消に向けた施策についてです。

所有者不明土地の存在が公共事業や民間取引等の妨げになっており、その解消が喫緊の課題となっていることから、民事基本法制の総合的な見直しを図る民法等一部改正法と相続土地国庫帰属法（令和3年4月成立）が、昨年4月以降、段階的に施行されています。

昨年4月27日には、相続土地国庫帰属制度の運用が始まりました。法務局で新たに取り扱う業務になりますが、当局における申請事件数は、全国でも高い水準となっています。今後も、制度の円滑な運用のために、これまで以上に関係省庁と連携を図る等、積極的な取組を行っていきます。

さらに、本年4月1日からは、相続登記の申請義務化の運用が始まります。相続登記の申請義務化は、国民生活に大きな影響を及ぼす重要な施策になります。当局としましても、相続登記の申請義務化を国民に定着させるため、引き続き国民各層への幅広い周知・広報活動に取り組み、相続登記の申請事件数の増加が見込まれる中、新制度を円滑に実施するために、効率的

な事務処理体制等、法務局の組織力の強化に努めてまいります。

また、以前から実施しております表題部所有者不明土地の解消作業や長期間相続登記が未了となっている土地の解消作業など、所有者不明土地を解消するための取組を積極的に進めていく所存ですので、新制度の周知広報と併せて、引き続き、会員の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）の作成作業についてです。

地図の整備は、「経済財政運営と改革の基本方針」に明記され続けるなど、政府の重要施策の一つとされています。

当局におきましても、本年度は、従来型地図作成作業を三木市志染町中自由が丘及び志染町西自由が丘において実施しているほか、大都市型地図作成作業を神戸市東灘区甲南町及び住吉東町において実施しています。

登記所備付地図は、土地に関する重要な情報基盤ですので、その整備に向けて、大都市部での実施や地域の防災・減災対応等のニーズを踏まえた重点化と効率化の検討を進めるとともに、筆界保全標の設置を着実に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き、会員の皆様方の御協力を賜りますようお願いいたします。

続いて、筆界特定制度についてです。

筆界特定制度は、会員の皆様方が筆界調査委員として、又は申請人の代理人として御尽力いただいた結果、筆界をめぐる紛争を早期に解決する手段として定着して

まいりました。

標準処理期間として9か月以内の処理を目標としておりますところ、当局における筆界特定事件は、全国有数の取扱件数を維持しておりますが、複雑・困難な事件を含めて、現在、おおむね標準処理期間内に処理を進めることができいております。

このように、筆界特定制度を迅速かつ適正に運営できておりますのは、貴会から推薦いただいた筆界調査委員の皆様の専門的な知識及び経験が大きく寄与しているところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

そして、登記のオンライン申請の利用促進については、かねてより皆様に御協力をお願いしてきたところです。オンライン申請の利用は、近時、加速しているデジタル化の流れに合致するものであり、これを追い風として利用率が向上しているところですが、法務局においても、オンライン申請を利用しやすくするための環境改善に継続的に取り組んでいますので、なお一層の利用をお願いいたします。

最後になりましたが、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



境界問題相談センターひょうご
センター長 高橋 雅史

新年あけましておめでとうございます。令和6年の
お正月を迎えられたことを、心よりお慶び申し上げま
す。旧年中は境界問題相談センターひょうごへのご理
解、ご協力いただきありがとうございました。令和5
年、どのような一年であったかを振り返り、感謝の気
持ちを抱きながら、新たな気持ちで令和6年を良い1
年で過ごしたいものです。

昨年は、私たちの暮らす関西地方では、プロ野球の
阪神タイガースの18年ぶりのリーグ優勝、オリックス
バファローズの3年連続のリーグ優勝。そしてサッ
カーではヴィッセル神戸がJリーグ参入27年目で初優
勝など、スポーツ界で明るい話題を提供していただき
ました。私が暮らす姫路市では、姫路城の世界遺産登
録30周年を迎え、街の通りも綺麗にライトアップされ
て、よい雰囲気が漂っております。混乱する世界情勢
のなか、このように平和に暮らせることを、有難く思っ
ております。

ニュースなどで取り上げられる世界各地での紛争に
は、心を痛めるものがあります。紛争当事者には、そ
れぞれの言い分もあり、どちらが良い悪いの判断はな
かなかできないものであります。境界問題でも、お互

いの言い分があり、それぞれの想いを真摯に聞くこと
が大切です。しかし、武力による攻撃、挑発行為など
は、許すべきではないと考えます。我々も境界問題に
おいては、お互いの人権を尊重し、問題の解決に取り
組んでまいりたいと思っております。そのためにも、
理論、法令、それぞれの事情を汲み取るための技法を
身に着けるための、研修などにちからを入れたいと
思っております。

この年末にかけて、環太平洋地域では、大地震、火
山の大噴火などの自然災害が多く見受けられました。
これらは津波など日本にも関係があるものでありま
す。さらに南海トラフ地震のほか、国内の断層に対し
ての心配も増してきていると思われます。災害は避け
て通ることは出来ませんが、日頃の備えにより被害を
少なくすることは出来るものです。境界の紛争を抱え
たまま、災害に遭遇すると、復興にも悪影響が出るも
のと思われます。境界問題相談センターひょうごでは、
境界問題の紛争解決が出来るように今年も取り組みた
いと思っておりますので、令和6年もよろしくお願
い申し上げます。

新年のごあいさつ



兵庫県土地家屋調査士政治連盟

会長 橋 詰 繁 美

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新しき年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。まずは昨年の10月に、令和6年度から政治連盟会費の徴収事務に付きまして、納入方法の見直しをお願いしたところ、多くの会員の皆さまから会費納入の口座引き落としにご協力を頂き誠にありがとうございました。改めまして、感謝申し上げます。さて、昨年はプロ野球のセ・リーグ、パ・リーグの王者が阪神とオリックスに決まり、日本シリーズで阪神が優勝し38年ぶりの日本一となりました。11月には阪神タイガースとオリックス・バファローズのリーグ優勝を祝うパレードが神戸市と大阪市で開催され、セ・リーグ・パ・リーグが同じ日にパレードをするのは初めてで、観客動員数は延べ100万人と、大変盛り上がった1日でありました。本年の阪神タイガーススローガンが、アレ「ARE」から佐藤輝明選手が考案した「アレンパ」に決定かと思っていたら、「ARE GOES ON (おーん)」と決定しました。今年も優勝し流行語大賞になればいいですね。(いち阪神ファンより) また、サッカー・J1リーグで神戸のヴィッセル神戸が初優勝しました。12月3日夜、メリケンパーク(神戸市中央区)で「優勝を祝う会」があり、選手と監督らが参加し、集まったサポーター、市民ら約1万5千人が喜びを分かちあいました。2024年も期待しましょう。さて、政治連盟の定時大会は昨年3月に新型コロナウイルス感染症の影響を少し考慮しながら、あすてっぷKOBEで開催いたしました。すべての議案にご承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。また定時大会後は神戸ハーバーランドまで足を運んで頂き、ニューミュンヘンで顧問議員との意見交換会、懇親会を開催致しましたところ、顧問の先

生方は4月の統一地方選挙も近かったせいか、決起大会のようないつも、と違った雰囲気でありました。今年も3月に開催いたしますので、是非とも顧問の先生との意見交換会、懇親会で身近に感じていただき、これからの調査士業務において、必ず相談できる先生が必要になってくる時が来ます。是非とも意見交換会、懇親会に参加下さい。

昨年の11月、兵庫の新人研修で新入会員の皆さまに全国の土地家屋調査士の実態の話をさせて頂きました。全国で土地家屋調査士試験の受験者が4000人を切り、年平均で130名の割合で減少し続けております。兵庫会の会員も2025年問題もあって(団塊の世代)現在641名となっております。このまま推移すると、今後、本会の会務運営にかなりの影響が出てくるのではと危惧しております。

また、そのことと比例するように、政治連盟入会率も年々減り続けており、兵庫の政治連盟入会率は相変わらず全国ワーストワンの記録を更新しております。まだご入会を頂いていない会員の皆様、私たち政治連盟役員は、全調政連、日本土地家屋調査士会連合会と連携して、不動産登記法や土地家屋調査士法の改正の実現に向けた活動を行っております。

政治連盟は、政治活動を通じて政府や自治体に政策要望を求めるための政治団体であります。土地家屋調査士会は強制会であるため、政治資金規正法及び公職選挙法等に抵触し政治的な活動を行うことができません。従いまして、土地家屋調査士の要望を実現するための政治活動は政治資金規正法に基づく政治団体として政治連盟が行っておりますことご理解いただきたく存じます。

土地家屋調査士政治連盟は、あくまで「土地家屋調

査士制度の充実・発展を期するために連合会と同一の行動を盟（ちか）い合う共同体」であります。土地家屋調査士法や不動産登記法を改正することができるのは国会であります。従がいまして、政党や議員に働きかけることが必要であり、政治資金パーティーの出席や勉強会の出席、政策要望懇談会の出席等、政治連盟役員は政治家に見放されないよう適度に政治活動して

おります。（兵庫政治連盟は現在赤字経営となっております）

今一度この趣旨をご理解いただき、より多くの皆様にご協力を賜りたくここにお願い申し上げ、最後になりましたが、2024年が会員の皆さまにとって良き1年になることを祈念し、本年もよろしくお願ひ申し上げまして年頭のご挨拶といたします。

～私達は「辰年」生まれです～



アンケート

- ①出身地はどこですか？ ②あなたの住んでいるまちの自慢を教えてください。
- ③あなたの趣味は？ ④現場でのお気に入りランチのお店とメニューを教えてください。
- ⑤辰年に向けた抱負・意気込みをお願いします。



- ①大阪府高槻市
- ②エンターテインメント（スロット、パチンコ）が何もない、おもしろくない町です。（負の自慢）（西宮市西平町）
- ③ゴルフ、ギター
- ④ラーメンたろう 焼豚丼セット

⑤龍のように舞い、龍のように刺すをモットーに1年間頑張ります。



- ①神戸市
- ②2024年神戸須磨シーワールドが完成し、海浜公園が新しくなること。（神戸市須磨区）
- ③自然と向き合いながら、魚を釣ることです。
- ④Burger布施畑ジャンクの布施

畑ジャンクバーガー
⑤自分の可能性を広げて新しいことにチャレンジします！



- ①川西市
- ②ほどよく田舎でほどよく都会です。（川西市）
- ③音楽、サッカー
- ④最近の外食産業はすごいのでどこでもおいしいです。
- ⑤3度目の年男を迎えます。

調査士としてはまだまだ若輩者ですが、精一杯日々の業務に励みたいと思います。



- ①大阪市
- ②西神南は、近くに何でもあって、交通の便も良く、住みやすい街ですが、団地の周りは、田園風景が広がる農耕地域であり、自然が残っている。（神戸市西区）
- ③趣味と言えるものはありませんが、スポーツ観戦、主にDAZNにて、サッカー中継等、BSで、

ゴルフ番組を観ます。ほかに運動もしないので、下手ですが、ゴルフをするのが好きです。
④いろんな店のランチを食べます。ラーメン等麺類が多いです。
⑤健康に留意し、業務を遂行する。そして余暇も楽しむことができるよう頑張りたいと思います。



- ①神戸市西区
- ②神戸市内で唯一の国宝建造物太山寺（本堂）があります。（神戸市西区）
- ③ホームセンター、家電量販店巡り
- ④餃子の王将のセットメニュー、

ファミレス等の日替わりランチ
⑤特に辰年の決意などはなく、コツコツ、地道にマイペースで過ごします。



- ①千葉県市川市
- ②何も思い浮かびません。すみません（笑）（西脇市上本町）
- ③スキー
- ④西脇市上野のかおるちゃんラーメン、ここは何でもおいしいですよ!!
- ⑤12年前にこれを書いたのが、ほんの数年前のような気がして、

あらためて月日の経つのは早いことを実感しました。
健康でいられることは当たり前ではなく、本当に幸せなこと、恵まれたことと実感しております。生かされていることに感謝しながら、目の前の仕事一つ一つに誠意をもって取り組んでいきたいと思ひます。



「辰年」生まれ42名の内、6名にご回答いただきました。ありがとうございました。

筆界の専門家である調査士としての責務

～大阪会 西田寛先生との対談（後半）～

前号に引き続いて大阪会の西田先生との対談記事となります。前号と関連した話題となっておりますので、前号と合わせてお読みいただけますと幸いです。

西田 寛先生のプロフィール

にしだ ひろし
西田 寛先生

大阪府守口市生まれ。昭和51年土地家屋調査士事務所開業。大阪土地家屋調査士会副会長、日本土地家屋調査士会連合会筆界特定推進委員会委員長等、数々の役職を歴任。現在も境界問題相談センターおおさか推進委員として活躍中。



土地家屋調査士の責務

三嶋) 筆界確認情報の取扱いに関する指針が出され、筆界確認書を添付しなくても確認行為の担保があれば登記可能との認識から、筆界確認書の取り交わしを省略する流れになる心配がありますが、改めて筆界確認書の意義を教えてください。

西田) 甲と乙が立ち会いをするということは、所有権と所有権がぶつかる、いわゆる限界線はどこかっていうことを確認してもらう行為で、原則所有者同士じゃないと意味を持たない。調査士が登記さえ通ればよい、お金さえもらえたらそれでよいというスタンスだと事故に繋がってくる。その昔、登記官が嘆いておられたことがあって、10件ほど隣地がある土地で申請人に立会証明書に隣地の所有者の印鑑が必要だと指示したところ、10件分をすぐにとってきたことがあった。やっぱりこれはだめだよってなった。なんとか是正方法を考えなければとなり、本局の担当登記官と土地家屋調査士会が協議をする実務研究会が行われた。その中で、一方的にもらっていた立会証明書を甲と乙の関係で本人同士が交わした書面に変更しようとした。しかし認印だとまた10分程度の時間で集まることも予想され、今後は原則実印で印鑑証明書付きにすることも検討しませんか？という話が出た。そこに事実証明、「本書記載事実の通り相違ないことを証明する」という、土地家屋

調査士が奥書と職印を押しましょう。その事実証明こそが、調査士作成の筆界確認書というブランドなのだという話がありました。

三嶋) 確かに認印にはその懸念がありますよね。そこにまた、登記を急ぐとか取引を急ぐなど、さまざまなプレッシャーが生じたとき心配したことになる可能性はあると思います。おっしゃっている筆界確認書は調査士が作りあげたブランドだとすると、これを我々が守り、正しい方向性を示して、同じ様な議論にならないようにしなければならないですね。

西田) そして本当に筆界確認書はいらなかったらという話になった時に、筆界確認書という書面を作ることによって取引がちゃんと凶れますよ、安全ですよというアピールもしてきたし、これは社会的にもそういうことになってきた。同時にそれを作ることによって調査士に対する信頼度が高まってきた。

三嶋) 業務取扱要領の中で後日の紛争防止等のため確認書等を作成するという努力規定になっているから、いらないとは言えないと思いますが、以前のように登記に直結しないとなると面倒がる方が出てくる可能性はあって、価格競争が進むにつれ、そこを省くことにつながり、本来専門家が関与することは安心を与えることなのに、仕事欲しさにギリギリを考えてはやっぱり事故やトラブルに巻き込まれる。それと筆界の専門家である位置づけは先人の努力のおかげであって、その整えられた道の上で商売

をしているのに、その道を壊すことのないよう個々の調査士が専門家である自覚をもたないといけないと思います。

西田) 筆界の専門家との位置づけは1年や2年で出来たわけではなくて、歴代の役委員の方々、皆さん方の努力によって勝ち得た制度です。自分も阪神・淡路大震災の時に相対的移動、局所的移動という議論も含め、当時仕事させてもらった。土地の境界が大きくズレた事件を担当したり、神戸地裁で鑑定人として仕事をさせてもらった。平成9年から平成12年ぐらいの間は多くの境界事件に関わるなどの経験をさせてもらった。そして全国の単位会から声がかかるようになり、境界の何をどうしたらいいのか、鑑定はどうしたらいいのか、その時に必要なものは何かってことを一緒に考えるようになりました。

三嶋) 筆界を確認する選択肢として何が必要なのかが問われていて、登記を行うのに絶対立ち会わなければならないのか？所有者が不明な場合は？その答えが今回の指針なので、専門家として正しい筆界を導き出した根拠は何？そこを登記官が見て共同作業的に認定する。また、調査士は登記だけ出来れば良い訳では無く、トラブルの防止や不動産取引の安全性なども含めた総合的知見が求められているので、今先生がおっしゃった歴史も含め整理したものを示すことが必要なのかもしれませんね。

西田) 私は、土地家屋調査士のことを何も分からないままこの世界に飛び込んだ。たまたま裁判所との出会いがあって、それでまた勉強して今日に至りました。今回の基準改定で筆界の認定って言葉が出てきた。今まで筆界の特定はあっても認定って言葉は日常的には使われていなかった。今回登記官による認定がより積極になったことで、不動産登記規則93条報告書がより重要となってくるということとなる。これが本来の筆界の専門家たる調査士の姿だと思っている。

三嶋) 今回の指針から、93条報告書を出すと登記官はその認識に基づいて登記するということになった場合に、そのプロセスが間違っていたら、賠償責任も

あなたたちにかかってくるかもしれないとは言い続けているのですが、登記の有無にかかわらず土地家屋調査士の責任とはなんでしょうか？

西田) 土地家屋調査士法の第1条の使命である不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資するということだと思います。

三嶋) 最近の話題として登記所の地図データがG空間センターで一般公開されました。ダンゴ図、山地図、字限図、区画整理で出来上がった地図もすべて座標値が入った電子データ公図として一般公開をしています。今はまだ特殊なCADシステムを持っていないと利用することは難しいですが、デジタル化が進む中で誰でも簡単に利用出来るということになれば、法務局の地図データの座標値で簡単に筆界が分かるだろうと思う方もいるはずで、そのデータはあくまで参考資料にすぎないってことを大きな声で言わないといけない。世界測地系のデータのある地図であれば簡単に座標上の点を導くことが出来てしまっても、それでもじゃあそれが筆界ですということにはならなくて、本来はブロック塀の西端が筆界なのに復元するとその中心だった場合などは本来の筆界はどこかって話で、誤差や現況も考慮のうえ相対的に判断することになるのだということも言っていかなければならない。

西田) その通りだと思います。いくらデータがあったとしても、その現地構造物との比較検討は重要で、公図についても今の地図を見るだけではなく、昔の和紙公図から見ていかないととんでもないことになる。これは当たり前の話であって、これも重要なこと。

三嶋) デジタル社会になったとしても結局はそういった現場を見て判断することがまず重要だということであり、デジタル社会ではインターネット上に全て情報があるから、そこから引っ張り出すだけでも仕事は出来るということになるかもしれませんが、しかしその基になったものっていうのを目で確認しな

いといけない。なぜならコンピューター公図であっても和紙公図からのトレース間違いがあったりするからで、座標値は参考ですよ、公図も基を見ないといいませんよというのは調査士なら研修会で伝えることは出来ますが、広く世間に伝えるのはなかなか難しい。

西田) ネットの情報もそうだが、今は簡単に公図が手に入ってしまう。そこから登記情報に連携して繋げることも出来る。地図データが公開されたということはよりスピーディーに処理が出来る環境になってきたということであり、仕事としてはずい分と楽になってくる、おまけに法務局が筆界の認定を積極的にやってくれるようになったら登記処理も早くなる。けれどもこれでいいよねじゃなくて、認定してもらうためのベースとなるべき規則93条報告書が正確でなかったら、さっきの話で出た損害は覚悟しなければならない。そんな調査士はいらないというようになります。自分で自分の首を絞めるだけです。逆にいい仕事をすればするほど、今度はその調査士は必要だとされていく。だからバランスのある人間として、プロとして生きていくかどうかを考えなあかんっていうことを、やっぱり会員に伝える必要があると私は思う。



三嶋) その調査士としての価値観ですが、AI社会において何に価値観を見出すかって言ったら、職人のように生身の人間がその人の感覚ですのようなことはAIには出来ない。人間が提供するものがこれから生き残っていき更に価値が上がると言われている。そこで人の判断が必要なものについても同様に価値が高まると予想されるから、筆界の判断もデジタル社会で、スマホをピッとかざして、ここが筆界ですよっていうだけだったら、これはもうAIに取って代わられると思う。だから、筆界はどういったプ

ロセスで導き出すのか、現地の構造物や誤差の判断はどうするのか、ひとつひとつ現場が違うようにケースバイケースでの判断が必ず必要だと、そこに我々でなければならぬといった価値を上げていかなければならず、当然、安易な判断や間違った判断は信用の失墜に繋がりがねず、10年後にはバリバリAIで動くような世の中になっているでしょうから、その中でやっぱり調査士という人間が入らないと、筆界を見つけれない、もっと言うと、表示登記、不動産表示制度が維持出来ない、ルールに基づいた現場の有りようを図面にし、公示することが権利の明確化に繋がるのであれば、我々の価値は高まるはずだと思っています。

西田) 我々が扱っているものは、土地の境界線なわけだけでも、もっと言うなら、人の気持ちによりそって、大切な財産を扱っているわけで、単純に座標値からの復元で良いとなるとスマホで対応出来るようになってくるだろうから別に調査士がしなくてもいいという話になる。これならAIにでも出来てしまう。土地の境界線、それは目に見えないし、見たこともない、唯一見られるのは占有しているところの範囲。それしか分からない。だからこそこれから土地家屋調査士の資料収集、分析、判断という能力は必要とされると思う。

三嶋) ありがとうございます。西田先生にはテーマを絞った形でお話を伺って、まだまだたくさんお聞きしたいこともありましたが、筆界確認情報の取扱いに関する指針が出され土地家屋調査士の使命を今一度見直す機会にと兵庫会のわがまを聞いていただきました。そして西田先生が歩んでこられた道、経験してこられたことなど、本当にざっくばらんにお話しを伺うことが出来ました。そして、私に与えられた使命はこれを会員の皆様に伝えること、そして、後世にも残して行くこと、この思いを新たにこの対談を終えたいと思います。

最後までお読みいただきありがとうございました。

令和5年度 「法の日」 無料登記相談

10月1日「法の日」関連事業として、9月から10月にかけて県下19会場で、無料相談会を開催しました。

支部別・相談内容別集計表

相談内容		神戸	阪神	伊丹	姫路	加古川	明石	西播	但馬	東播	淡路	合計
土地	表題登記に関する事											0
	境界等に関する事	12	1	2	1	3	6	2	6		10	43
	分筆・合筆・地積更正登記に関する事		1	1				1		1	1	5
	地目変更登記に関する事										1	1
	区画整理事業等に関する事											0
	その他		1		1	1	1				1	5
	計	12	3	3	2	4	7	3	6	1	13	54
建物	表題登記・増築登記等に関する事			1	1	2	1	1	4		1	11
	滅失登記に関する事										1	1
	区分建物に関する事											0
	その他				4	1		2				7
	計	0	0	1	5	3	1	3	4	0	2	19
その他	相続・贈与・売買等・所有権移転登記に関する事		1		22			5		1	2	31
	税金等に関する事				1			3				4
	住所変更に関する事											0
	その他				19			2				21
	計	0	1	0	42	0	0	10	0	1	2	56
相談件数合計		12	4	4	49	7	8	16	10	2	17	129

無料登記相談会場風景

～明石支部～



～淡路支部 洲本市会場～



令和5年度 インターンシップ

令和5年8月21日～8月30日

令和5年8月21日（月）～8月30日（水）の期間、大学生への制度広報PRを目的としたインターンシップを実施しました。令和5年度は、神戸学院大学生1名を受入れました。

学生、受け入れ事務所の声を下記にて掲載いたします。

～学生受入事務所の声～

インターンシップ生を受け入れて

神戸支部 部屋 昇壮

今回初めてインターンシップの学生を受け入れさせていただきました。

受け入れさせていただいたのは、神戸学院大学文学部3回生の高橋凜さん。大学では美術部に所属し、会計を担当しているのだそうです。

開講日。本会にて調査士業務に関するビデオを鑑賞後、長谷川広報部長による調査士業務に関するガイダンスを受け、いよいよ実習に臨みます。

最初の実習は、法務局で証明書の請求をしてみました。法務局では不動産と商業の登記手続きを行っていること、不動産は土地と建物と区分建物があり、手数料を払えば誰でも登記記録を請求できること、土地や建物にはそれぞれ図面が備え付けられていること、などを説明し、住宅地図などの資料を見ながら、請求したい土地の地番を探し出し、必要な土地の謄本や図面を請求することができました。

その後、ホームセンターに行って、作業着を買い、初日が終了しました。

私の業務の都合から、現地での実習は後半のほうになるかな、と思っていたのですが、一本の電話から、急に現地に向かうこととなりました。

とはいっても、調査士業務としての仕事ではなく、

税理士さんからの依頼で、学校が使用している各教室の床面積が知りたいとのこと。

レーザー距離計の使い方を説明し、高橋さんが内寸を測定、事務所に帰ってCADを使っての図面作成・面積計算まで行ってもらい、成果を税理士さんにメールでお送りしたところ、早々にありがとうのお返事。

突然の電話で現場に向かい、自分の活躍で仕事が進み、完結し、依頼者からお礼をいただくという、今まであまり経験していなかったであろう怒涛の経験に、感慨深げな様子でした。

実習期間中に新規業務の依頼があったことから、資料を基に、現地で境界標識を探し、見積りを作製する業務も行いました。最初はどれが境界標識か解らない様子でしたが、コツをつかむと、測量図の寸法から、私の前を歩いて先に境界標識を確認してくれました。また、見積り金額をみて、「測量って、こんな値段なんだ」と目を丸くしていました。

中盤には、いよいよ測量業務。私がポールを持ち、彼女にTSを操作してもらいました。普段インドア派ということで、自分でもあまり体力には自信がなく不安だ、と言っていたのですが、8月下旬でも猛烈な暑さが続く日であって、雨雲が近づき適度に風もあると



いう奇跡的に涼しい気候の元、最後まで作業することができました。撤収直後に大雨が降り始め、「あぶなかった〜」という彼女の顔には、達成感がにじみ出ていたように感じます。

建物の実測にも赴きました。実務でも初めて見るような形状の室内に対し、床面積算入の考え方をレクチャーし、階数および床面積にカウントすべきかどうか、彼女なりの意見もでたりの話し合いも行いました。

順調に実習は進んでいったのですが、終盤に試練が訪れます。最終日の前日に行った測量業務は、前回とは違い日中カンカン照り。作業開始から1時間を過ぎた頃、しんどそうにしていたので、車で休憩してもらい、残りは私のほうで作業を終えました。彼女は申し訳なさそうでしたが、これから就くであろう職業にも、職業に応じた体力が必要なんだよ、と気づいてもらえれば、それが十分な経験だと思います。



実習期間を通じて、空いた時間に少しずつ私と一緒にに行っていた、大きな現場の資料をまとめる作業。インターンシップ閉講日の午前 completion しました。

途中、単調な作業にミスが出がちになりましたが、なんとか成果として残したいと、ギリギリまで頑張って作製してくれました。

8日間という実習期間を通じて、作業を行い、成果を挙げる、という経験は多少ながら達成できたかな、と思います。他方、立会や役所との折衝など、対人関係に関してあまり多くの経験をさせてあげられなかったかな、という点は心残りではありました。



実習を通じて学んだことを、一つだけでも吸収して、今後の社会生活に生かしてくれれば、という親心に近い気持ちと、調査士という仕事になじみのない方に、調査士の仕事を教える、という難しさと、現役の大学生の価値観や考え方を感ずることができ、感謝の気持ちの入り混じる中、インターンシップの閉講式を迎えました。

短い期間ではありましたが、とても印象深い、充実した一時でした。このような機会を与えていただきました長谷川広報部長と本会広報部にこの場をお借りして御礼申し上げます。

そして、高橋さんがこれから社会人として活躍してくれることを、心より祈念しております。

～学生の声～

インターンシップ体験実習レポート

神戸学院大学 高橋 凜

1. 体験実習を通じて感じ、気付いたこと（仕事、職場、人間関係、社会人と学生の差など）

私がインターンに行った兵庫県土地家屋調査士会は、事務作業も多かったけれど、外へ出る活動の方がより多かったため、思った以上に体力を必要とする仕事であるという結論になった。かなり遠出することもしばしばなため、体調管理能力も問われると思う。インターンシップの身であるため、重大すぎる仕事はなかったが、自分の作成した資料がそのまま別の担当の方へ送られるため、普段の学生生活よりも気合を入れてパソコンに向き合った。職場の雰囲気は、途中でお菓子をくださったり、少しの雑談があったり、比較的良い雰囲気だった。担当の方も優しい人で、とても良くしてくださった。

2. 今後、学業の中で活かしたいこと（将来の目標への抱負など）

パソコンで資料を打ち込み終わっても、打ち込みミ

スや打ち込みされていない箇所がどうしても出てしまった。再度チェックしてミスを見つけることが大事だと教わったため、レポート提出の際の見直しを強化したい。また、自分の体力の無さを痛感したため、社会生活を送る前に体力と体調の管理をしっかりと行えるようになりたい。担当の方だけでなく、本部の方と話をする機会があったのだが、そこで興味深い話をいくつも聞いた。当たり前のことであるが、周囲の人の話に積極的に耳を傾けることも大事だと思った。

3. 実習でお世話になった方々へ一言

今回のインターンシップでは、わざわざ時間を見つけて受け入れてもらい、その上昼食代も全て負担していただき、実際の現場を拝見させてもらうなど、貴重な体験や手厚い待遇をいただきありがとうございました。事務作業のイメージをつかめた他、仕事をするにおいてやった方がよいことや、就職活動における心がまえを学ばせていただきました。

FUKUI COMPUTER

全国の土地家屋調査士の業務を、 ソフトウェアで幅広くサポートしています。



TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】



TREND REX
土地家屋調査士業務支援システム【トレンド レックス】

30日
無料体験版
あります！

二つのシステムが連携し、土地家屋調査士業務を効率化します。

受託・事件管理	情報収集	調査・測量・図面作成	書面作成
調査報告書	登記申請書	オンライン申請	報酬額計算

点群活用

公園などの資料と現況の点群を重ねて活用できる、3D点群処理システムのトレンドポイント。



TREND POINT

●製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは

【福井コンピュータグループ総合案内】

0570-039-291 <https://const.fukui-compu.co.jp>

福井コンピュータ株式会社

関西営業所 / 大阪市城東区永田4-15-6 深江橋MHビル2F

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・川崎・静岡・名古屋・岐阜・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島・那覇

お悩みパーフェクト相談会

去る令和5年9月30日（土）に10士業合同で行っているお悩みパーフェクト相談会が神戸市中央区役所ビル内の中央区文化センター11階にて開催されました。

10士業が持ち回りで開催担当を行っており、今回の開催担当会は土地家屋調査士会となっており、会場の選定や当日対応等を前年担当会よりノウハウを引き継ぎ行った上で準備を進めておりました。

当日は他会の会員の皆様や当会会員の皆様のご協力を頂き、無事開催を行うことができ、感謝申し上げます。相談件数については事前予約制にしており当日キャンセルがあったものの38組の相談者がいらっしゃり、10士業全体で協力し相談を行いました。

①件数の推移（過去5回分）

	合計
2023	38
2022	50
2019	60
2018	82
2017	34
2016	35

法律相談ということで弁護士会、司法書士会が受け持たれた相談が多かったですが、土地家屋調査士会が相談員として加わったものも8件あり、昨今の長期相続不明土地問題や相続登記の義務化、相続土地国庫帰属制度といったものが周知されることによりそれらに関わる相談が増えているという印象を受けました。



②相談対応した職種（述べ件数）

	1 弁護士	2 公認会計士	3 司法書士	4 行政書士	5 不動産鑑定士	6 税理士	7 土地家屋調査士	8 弁理士	9 社会保険労務士	10 建築士
2023	31	4	22	7	5	11	8	0	9	2
2022	43	1	29	15	13	21	9	1	6	4
2019	45	2	28	8	13	17	6	1	7	5
2018	60	0	34	7	7	29	14	0	7	18
2017	26	0	12	0	6	12	5	1	2	3
2016	25	1	10	2	4	6	7	6	0	3

そして大きな不備もなく開催を終えることができましたことを改めて感謝申し上げます。相談時間が短いのではないかとといった厳しい意見もありましたのでそういった改善点についてはその内容や改善案をまとめた上で次回担当会である近畿税理士会様に引継ぎを行い改善につなげてまいります。

こういった取り組みは相談者の不安を解消するためのものですが、この活動を続けていくことは当会に関わらず10士業全てにおいて活動のPRとなると思います。このパーフェクト相談会だけでなく各支部において独自に行われている相談会等もごございますので、そちらについてもご指導やご協力いただけたら幸いです。

（広報部理事 難波 宏行）

❖ 令和5年度親睦事業

「加古川に轟く和太鼓の響き!!」

昨年の姫路城で行われた、親睦事業の時に来年は加古川支部が担当であることを知り、加古川支部で何ができるかなと思いましたが、正直なところ観光地も乏しく悩みました。

市民会館で何かできないかと考えていたところ、そういえば数年前市民会館で太鼓の演奏をしたことがあったなと思い、大きな予算が使えるならプロの演奏を聴いてもらいたいと思いました。今では辞めてしまいましたが、アマチュアの太鼓グループに所属していたころは、祭りや老人ホームなどで演奏し、みなさんに喜んでもらっていたことを思い出し、この企画は會員の皆様満足していただけたらと思います。

演奏者の木村優一さんも神戸を拠点とされる、かなり有名な太鼓演者でしたが、市民会館のスケジュールと合致し、お願いする運びとなりました。

太鼓といえば、祭りのイメージがありますが、近年の太鼓演奏はパフォーマンスが高くリズムカルであり、

エンターテイメントとして海外でも賞賛され、多くの太鼓パフォーマーが海外ツアーをするほどです。

太鼓の演奏を聴いたことがなかった會員の方からは「想像以上の迫力があり感動した」という声をいただいたり、「またチケット買って見に行きたい」という声もいただき、太鼓演奏を企画して良かったと思いました。

また、手土産に関しても加古川支部管内の名物にこだわり、神戸牛や志方牛で有名な志方町の牛肉をメインとしたお弁当、加古川で唯一の酒蔵「岡田本家」の日本酒、稲美町民の憩いの場「喫茶万葉」のわらび餅と名物のPRができたのではないかと思います。

最後に、今回の會員親睦事業にご参加いただいた會員の皆様におかれましては、加古川へ足をお運びいただき、ありがとうございました。

(加古川支部 梅田 幸秀)



第36回 日調連 親睦ゴルフ 福島大会



◆連合会ゴルフに参加して

令和5年10月2日に第36回日調連親睦ゴルフ大会がありました。日調連親睦ゴルフ大会はコロナの時期に一時中止をしておりましたが、令和4年に復活をし近畿ブロックが幹事会で、京都の城陽カントリー倶楽部で行ったことを皮切りに、翌年の令和5年（去年）は東北ブロックが幹事会で福島県のグランディ那須白河で開催となりました。全国から会員が集まる大会なので、朝からの大会ですので、前日から福島へ行くことになり、そのような方が大勢いることから、慣例として前夜祭を行うことになっているため、それにも参加

いたしました。ちなみに前夜祭の催しは福島のフラダンスでした。翌日のゴルフに備えお酒はほどほどに宿泊先に帰り、朝早くにゴルフ場へ、兵庫会からは、阪神支部の藤井会員と私が参加いたしました。成績は成績表を参照いただければと思いますが、親睦事業であることから、ゴルフ以外の観光も用意されており、多くの参加者があったようです。今年は四国ブロックが幹事会となり徳島会で10月26日開催と聞いております。隣県ですので、兵庫会から多くの方が参加いただけると幸いです。

(会長 三嶋 裕之)

第36回日調連親睦ゴルフ福島大会

令和5年10月2日（月）
グランディ那須白河ゴルフクラブ

優勝 日置 善隆（長野会）
準優勝 上小鶴 一善（鹿児島会）
三位 針本 久則（長崎会）

本会出席者
三嶋 裕之
藤井 十章

広がる道路 広がる安心「狭あい道路解消シンポジウム」

連合会主催：全調政連・全公連・兵庫会・兵庫政連・兵庫公嘱 共催

令和5年10月24日、日本土地家屋調査士会連合会(会長 岡田潤一郎)は、狭あい道路の解消に向けてのシンポジウムを兵庫県神戸市において開催しました。同シンポジウムでは前国土交通副大臣である豊田俊郎氏を招き、各自治体の長、担当者に向けて狭あい道路の解消の必要性、また、土地家屋調査士の果たす役割について解説いたしました。

と、いったようなものですが、よくよく考えると私はシンポジウム当日、段取りや調整等々、走り回っており一切内容を見ていませんでした。

ノーーーー それではシンポジウムの記事書けないじゃないか!!

ということで、改めてシンポジウムの動画みました。

狭あい道路解消の必要性や自治体での予算補助の方法等、行政側の視点、議員さんからの意見等、連合会が準備しただけあり、すばらしいよくできたシンポジウム

ではないでしょうか。

今回の出席者の内訳をみると、自治体担当者29名(19部署)、議員157名、土地家屋調査士284名 人数的にはまあまあですが自治体関係者の参加がうすかったですね。

今後このシンポジウムをふまえ、狭あい道路の対策として国の社会資本整備総合交付金を利用し、各自治体で道路拡幅事業を積極的に取り組んでももらえるような活動を展開していくか。また、その事業に土地家屋調査士としてかかわれるようプロモーションしていくことが今後の課題でしょう。

最後にシンポジウムに関わった大勢の皆さんには大変ご苦勞をおかけしました。また、私自身はシンポジウムを通しいい経験を積ませていただき、本当にありがとうございました。

(社会事業部長 島本 一幸)

OAシステム・土木施工/測量CADシステム
公共土木・測量委託積算システム
測量機器・計測機器・レーザー機器
測量用品・設計/製図用紙 他

Reliance
system instrument

Leica
Geosystems

株式会社リライアンス

〒677-0057

兵庫県西脇市野村町茜が丘 36-3

TEL:0795-27-7007 FAX:0795-22-7017



新入会員研修会

「同期の存在(新人研修を振り返り)」

令和5年11月17日~18日
於：しあわせの村

- ・自分は補助者歴も長いので、今さら基本的な事を教えてもらう必要はない。
- ・同業他者は商売敵（ライバル）であり、自営業者は全てが自己責任なので、同業者との交流は必要ない。
- ・何で泊まりで研修なのか。2日に分ければいいし、泊まりは負担になる。

いつの時代も、新人研修を受ける前は、このような声が出てきます。私も少なからず、似たような意見を持っていた人間でした。そのような負のイメージを打破すべく、令和5年度新人研修を行って参りました。

兵庫県土地家屋調査士会は、毎年一定数の入会が有るので、単位会（県）としての新人研修を泊まりで行います（行っていない年も有りましたが）。一人親方が増えている現在、自営業者は業務においては常に孤独で、全てが自己責任です。同業他者はライバルであり、自分の知識・経験に業務が委ねられます。でも考えてみて下さい。業務上のトラブルに巻き込まれたり、分からない業務に出くわした時、どうすればいいのかを。「自分で何とかする」覚悟は皆持っているからこそ、一匹狼として自営するのでしょうか、自分で何とか出来ない場合だって、これからの業務の中では出てきます。会社であれば、同僚や上司が助けてくれますが、自営業者にはそのような存在は居ません。そんな時、気軽に相談出来、頼れるのが「同期」の存在です。

我々の業界では、登録が同じ年度の人達を「同期」と呼びますが、同期の仲は意外に続くものです。同期であるがゆえに無茶なお願いも出来ますし、同期ゆえにバカ騒ぎも出来ます。元々、調査士同士は商売敵というより同業者として仲のいい業界ですが、同期は場合によっては特別な存在になります。この事実を伝えるべく、新人研修では色々な講師の方々が、同期の大切さを話題に上げられていました。私自身、同期の存

在の必要性を教えて頂いたのが、この新人研修です。新入会員の皆様に伝わっている事を祈りたいです。

今年度の新たな取り組みとして、会長の想いでもある「役員の魅力」という講義を総務部にて取り入れて頂きました。同期でなくても、同じ時期に会の役員を経験する事で、そこに新たな「輪」が創られ、今後の業務においてプラスに働く事を伝えて頂きました。役員はボランティア的な部分が多く、時間が取られますので、当然毛嫌いする人が多いです。ですが、一匹狼の自営業者だからこそ、縦横の繋がりは大にしたい方が実り多い調査士人生を歩めます。一人でも多くの方に、まずは所属する支部の役員としてスタートを切って頂きたいものです。

1日目の研修会後の意見交換会は、大変盛り上がった楽しいものでした。その後の部屋での談話も遅くまで盛り上がり、新入会員さんには二日目の講義が辛いものとなった事でしょう。すみませんでした。

2日目の研修後のフリートークでは、なかなか厳しい意見も出ました。調査士会は、会員を指導するための団体ではありません。会員の皆さんと創り上げていく団体です。皆さん一人一人のお力添えが必要であり、それにより「会」として成り立ちます。会務にご尽力頂けている会員様はもちろん、直接的に係わっておられない会員の皆様も含め、全ての方々がいらっしゃって、初めて兵庫県土地家屋調査士会が成り立ちます。うまく表現出来ませんが、「役員だけが調査士会の構成員ではない」と皆さんにお考え頂けるようにならなければいけないと、改めて自覚させられたフリートークでした。

新入会員の皆様、お疲れ様でした。皆さんと一緒に役員を行う日を楽しみにしております。もちろん、業務も頑張ってください！

(研修部長 春名 英信)



第33回 近畿ブロック 親睦ゴルフ大会 滋賀大会

令和5年11月13日(月)に滋賀会のお世話によりトーナメントコースである「瀬田ゴルフクラブ 北コース」において第33回近畿ブロック親睦ゴルフ滋賀大会が開催されました。

当日のゴルフのみ参加された方もおられました。前日に催された前夜祭は「おごと温泉」にて行われ、美味しい食事・お酒をたしなみながら親睦を深めました。

ゴルフ当日は絶好のゴルフ日和であり、55名(兵庫

会からは11名)が参加され名門コースを思わせる超難解高速グリーンと奮闘しながら親睦ゴルフを楽しみました。

競技はダブルペリア方式により行われ、当会最上位としては但馬支部の石田幸雄会員が惜しくも準優勝という素晴らしい成績でした。また、各会による団体戦ではみごと「優勝」を飾ることができました。

次回は兵庫会が担当会となります。多数の皆様のご参加お待ちしております。



(広報部長 長谷川 裕城)

令和5年度 第3回HTC会 (司法書士会との合同ゴルフ大会)

令和5年12月6日(水)に名門加古川ゴルフ倶楽部にて第3回HTC会が行われました。今回は司法書士会との親睦をはかるため合同ゴルフ大会とし39名の猛者が参加されました。(司法書士会18名、調査士会21名)

参加者様の日頃の行いが良いのか、12月とは思えない非常に穏やかなゴルフ日和で楽しくプレーが出来ました。

成績としては、みごと神戸支部の平塚勇太会員が「優勝」を飾り、ベスト10以内に調査士会員が8名を締めるという見事な成績でした。

次回の開催日時については未定ですが、楽しく親睦を深めるコンペです。ゴルフを始めたばかりの方も含め、多数のご参加お待ちしております。

また、開催にお世話いただいた会員の皆様、本当にありがとうございました。

(広報部長 長谷川 裕城)





システムと機器の進歩の速さ

ようやく落ち着いてきましたが、今年の夏はまさに『灼熱』という冠がついている様な暑さでした。毎年、これ以上は暑くならないだろうという期待を裏切られ続けているのでそろそろ期待を裏切らずに暑さを緩やかにしてほしいものです。

いつになったらまともに現場作業が出来るようになるのかと思いつつも、暑いからという理由だけで測量に出ないわけにもいかないので、暑さのピークを避け、早朝もしくは夕方に向かうようにしてなんとか夏を乗り切りました。

思い返せば、ここ数年は春が短く、いきなり夏になり、秋が無く、冬になるという季節を感じられないようになってきていて、以前のように徐々に気温の変化に体を慣らすことが出来なくなってきました。

殊更、今年の気候は変化が急激で暑くなる時は天井知らずに暑くなる、寒くなる時は急激に寒くなる。それだけでなく、急に寒くなってきたと思ったら突然夏日並みに暑くなる気候に振り回されてしまい、体を気温に慣らすどころの話ではありませんでした。

そんな今年の天井知らずの暑い日に、三脚を据え、TSを設置していると、ふとこのTSとも15年の付き合いになるのだなと思いました。父の仕事の手伝いを始めたのが22年ほど前、登記事務所働きだしてから17年ほどでしたが、晴れて資格を取り開業してから10年ほど、当時は最新の機器に買い替えたはずなのに、その間にシステムや機器の進歩の速度がとんでもないのかすっかり型落ち品になってしまいました。

買い換えたTSも測点を自動標準してくれる便利なものだったのですが、買い替えからしばらくの後にはミラーを自動で追いかけてくれるものが出回り、データの入力方式もボタン式からタッチパネル式に変わり、今では携帯端末での遠隔操作まで可能となっているそうです。また、ドローンを利用した林野部の三次元測量なども行われているようで、そんなことが出来るようになるとは一昔前に

は到底想像も出来ないことでした。

そして変化といえば、何よりも大きいこととして登記申請の完全オンライン申請の開始があります。

手伝いだった当初は事務所の目と鼻の先に出張所がありました。統廃合の流れに飲み込まれてしまい、移動時間だけで片道30分、往復1時間をかけて統合先の姫路支局まで申請を出しに行き、完了すれば受け取りに行かなければならなくなり、申請の手間が増えてしまっていたのですが、完全オンラインで登記申請が出来るようになってからは法務局通いの回数が目に見えて減りました。

書面申請をしていた時はある程度、申請をまとめて一緒に登記申請を行うようにしていましたがオンライン申請だとその都度、申請することが出来るようになったことも助かっており、完全オンライン申請を可能とするために動いていただいた方々には感謝の念を禁じえません。

土地家屋調査士を取り巻く環境はもちろんのことですが、技術の進歩や普及も目まぐるしいもので私が手伝いの際に使っていたパソコンよりも今使っているスマートフォンの方が遥かに性能も高く、出来ることも多数に及びます。

そういった周囲の変化や進化が早いと自分がそれについていけないのか不安に思う時もありますが、最前線についていくことは出来ずともなんとか対応していく努力をこれからも積み重ねたいと思います。

流石にどんなに進歩をしていったとしても三脚や機器の設置や杭打ち作業までは自動ではやってはくれないでしょうが、この技術進歩の速度のことを思うと、もしかしたら少くくは可能性があるのでは?と期待もしています。なんとか私が現役でいる間にはそこまで進歩してくれる日が来ると信じて灼熱の暑さから秋を飛び越して指先がかじかむ冬の寒さの中、測量に向かっていきます。

(姫路支部 難波 宏行)

私の事件簿 シリーズ

「ポンコツ屋さんにコリゴリ」

加古川支部
船江 寛 克

この度、初めて本会広報部員になり、初めての投稿が、私の事件簿シリーズになってしまい、少し戸惑っています。

事件という程の内容ではないのですが、令和5年の正月明けに、知人のHさんから、「ご近所（Hさんの住む町内）で土地の売買があるので、また、測量したってな。」との連絡がありました。

Hさんの知り合いで、今回の売買で売主・買主の仲介業者Xさんを紹介されたのですが、このXさんが、かなりのポンコツ屋で、そのポンコツ屋さんのせいで振り回され、コリゴリしたというお話です。

1. 対象の土地は、更地の2筆で、1筆がまだ登記地目が畑のままだったので、まず、農地転用、地目変更登記の手続きを先に進めることになりました。売主の甲さんは、関東にお住まいで、お仕事が忙しく中々連絡も取れず、書類も郵送でのやり取りで、スムーズではありませんでした。実は、スタートから仲介業者Xさんの説明が、売主の甲さんにうまく伝わっていませんでした。（この時、私はまだ仲介業者Xさんがポンコツ屋さんであることに気が付いていません。）売主の甲さんに内容を説明し、何とか2月末に農地転用（非農地証明）、地目変更登記が完了したのでした。
2. 3月の初めが売買契約の予定でしたが、売主の甲さんが納得されないのです。どうやら、契約内容が、本取引は『公簿取引』で『現状有姿渡し』ということになって、実測面積は関係ないので、売主の甲さんは、境界確定は必要ないと理解されていたのです。ここでも、仲介業者Xさんは、現況は構造物があり、概ねはっきりしているので、詳しく調査もせずに境界確定の説明もしていなかつ

たのです。（この時、私は仲介業者Xさんがポンコツな人に間違いない！と思ったのでした。）これでは、話がまとまらないので、もう流れるなど思っていたところ、仲介業者Xさんが、測量代を負担することで、急きょ話がまとまってしまい、境界確定をすることになってしまったのです。

3. 3月の中旬に売買契約を行い、決済期日が5月末だと言うのです。作業内容は、北側、東側が道路との官民境界協定、南側、西側が民地で2筆の筆界確認なんです。期日まで3ヶ月ありません。最初にお願ひされた知人のHさんから、「迷惑かけて申し訳ないねんけど、どうしても境界確定してやってほしい。」と嘆願され、断ることができなくなってしまったのです。急いで現地への作業に入るようになったのですが、ここで、問題が発生したのです。
4. 道路との境界で、L字型に溝が巻いてあるのですが、市は、「溝は道路敷になる。」と主張され、売主の甲さんは、「東側の溝は、道路敷になるが、北側の溝は、自分の敷地に溝を作ったんや。」と主張が食い違ったのです。今度は、市との協議になり、何とか売主の甲さんの主張線は官民境界協定線に、市の主張線は道路区域明示線で話がまとまってくれたのです。予定より、約2週間遅れたのですが、5月の初めに市へ官民境界協定の申請+道路区域の明示申請を提出ができたのでした。
5. 3週間後、市との立会になり、ここで、また、問題が発生したのです。申請地の北東の角ですが、ほぼ直角に溝があり、緊急車両、バキュームカー等が曲がれないので、近隣住民が、道路と申請地との間の溝を跨いで、隅切り部分を作り三角形の鉄板を設置してしまっているのです。市曰く、「こ

の鉄板は違法になるので撤去が必要です。」と指摘されたのです。結構大きいボルトで固定しており、簡単には取り外せませんでした。測量の時も、業者に頼み、取り外し及び再設置をして頂きました。また、近隣住民は、「鉄板は絶対取り外さんといてよ!」と強く言うのです。市との協議の結果、「最低でも鉄板の撤去の誓約書が、申請人から絶対必要になります。」と説明を受けたのですが、売主の甲さんは、「近隣住民の方からのお願いで、承諾はしたけれど、自分が鉄板を設置した訳ではないので、自分が撤去することの誓約などできない。」と仰るのです。これは、大変厄介な事になってしまったと思いました。

ここで問題を整理して見ますと、

- ①近隣住民は、「緊急車両等が曲がれないので、鉄板を撤去するな。」
- ②市は、「鉄板は違法なので、最低でも鉄板を撤去する誓約をして下さい。」
- ③売主の甲さんは、「自分は、鉄板の撤去はしません。」

これは、最大の難関になり、この問題を解決するには、どうしたら良いか?検討した結果、下記の場合で話をまとめるしか無いと考えました。

- (1)市道は法42条2項道路で、セットバックが必要になるので、緊急車両等が曲がれるように買主の乙さんで計画してもらう。
- (2)誓約書の内容は、鉄板の撤去は、近隣住民の事なので町内会で撤去するようにしてもらい、申請人(売主)の甲さんと、町内会長の連名で署

名・押印をして誓約書を提出することにする。
(3)売主の甲さんは、鉄板の撤去の責任は負わないので、便宜上誓約書の署名・押印だけに協力してもらおう。

方向性を決めたら、とりあえず進むしかないと思い、近隣住民及び町内会長さんには、知人のHさんの助けも借りて、承諾してもらいました。次に買主の乙さんですが、当初買主の仲介業者もXさんでしたが、いつの間にか仲介業者Yさんに変更されており、買主の仲介業者Yさんの協力の元、承諾してもらえたのでした。(Xさんでは絶対無理でしたが、Yさんに変更されており、ここはラッキーでした。)最後に、申請人(売主)の甲さんにも承諾してもらい、奇跡的にクリアできたのでした。

- 6. 民地との筆界確認書、官民境界協定書+道路区域明示書も揃い、法務局の現地実地調査もありましたが、約3週間遅れで、なんとか境界確定(地積更正登記)が無事完了できたのでした。

また、売買契約書の特約事項にも助けられ、約1ヶ月弱遅れましたが、無事に売買決済も完了できたのでした。

この後、やはり疲れが出たのでしょうか!風邪を引いてしまいました。

終わって見たら、事前に調査、確認ができていたら、もう少し段取りよく業務ができたように思いましたが、やっぱり過去に無い大変疲れた現場でした。ポンコツの波動には十分注意したいと思いました。

部会・委員会報告

自 令和5年7月1日
至 令和5年12月31日

総務部			
開催日	行事名	場所	議題等
7月4日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	近プロ定例協議会について他
7月13日(木)	新入会員面談	本会会議室	2名
7月13日(木)	常任理事会	本会会議室	各委員会等の構成員について他
7月14日(金)	近プロ正副会長会議	ザ マーカススクエア 神戸	三嶋会長、樋口総務部長出席
7月14日(金)	近プロ定例協議会	ザ マーカススクエア 神戸	三嶋会長、山本・向井・渡邊各副会長、樋口・高見・庄・長谷川・春名・島本各部長、部屋・岡崎・寺内・松本・福本・竹島各副部長出席
7月19日(水)	連合会) シンポジウム三者打合せ	連合会館	三嶋会長、山本副会長、島本社会事業部長出席
7月27日(木)	登録証交付	本会会議室	1名
7月27日(木)	理事会	本会会議室	各委員会等の構成員について他
7月28日(金)	近プロ正副会長会議	大阪会館	三嶋会長出席
8月9日(水)	登録証交付	本会会議室	1名
8月10日(木)	新入会員面談	本会会議室	2名
8月10日(木)	常任理事会	本会会議室	お悩みパーフェクト相談会について他
8月18日(金)	近畿各会綱紀委員長会議	WEB会議	山田綱紀委員長出席
8月21日(月)	近畿各会紛議調停委員長会議	WEB会議	向井紛議調停委員長出席
8月24日(木)	弁護士会との連絡協議会	ホテルクラウンパレス 神戸	三嶋会長、山本・向井・渡邊各副会長出席
8月24日(木)	新入会員面談	本会会議室	1名
9月1日(金)	兵庫公嘱協会定時社員総会	エスタシオン・デ・ 神戸	三嶋会長出席
9月6日(水)	登録証交付	本会会議室	3名
9月14日(木)	常任理事会	本会会議室	お悩みパーフェクト相談会について他
9月22日(金)	新入会員面談	本会会議室	2名
9月26日(火)	近プロ正副会長会議	大阪会館	三嶋会長出席
9月28日(木)	理事会	本会会議室	年次研修未受講者への対応について他
10月6日(金)	第36回近公連通常総会	ホテル日航奈良	三嶋会長出席
10月8日(日)	沢弘幸氏黄綬褒章受賞記念祝賀会	クサツエストピアホ テル	三嶋会長出席
10月12日(木)	登録証交付	本会会議室	2名
10月12日(木)	常任理事会	本会会議室	連合会シンポジウムについて他
10月13日(金)	近プロ事務局長会議	本会会議室	三嶋会長、向井副会長、樋口部長、村上事務局長出席
10月17日(火) ～10月18日(水)	全国会長会議	東京ドームホテル	三嶋会長出席
10月18日(水)	「統合システム」開発説明会	連合会館	三嶋会長出席
11月17日(金)	常任理事会	しあわせの村	中間監査について他
11月22日(水)	法務局・司法書士会との三者協議会	神戸地方法務局	三嶋会長、山本・向井・渡邊各副会長出席
11月22日(水)	理事会	本会会議室	顧問の人選について他
11月30日(木)	第2回「大阪・関西万博」ひょうご活性化推進協議会	ポートピアホテル	三嶋会長出席
12月12日(火)	総務、財務合同部会	本会会議室	本会親睦事業の総括について他
12月14日(木)	常任理事会	本会会議室	連合会シンポジウムについて他
12月21日(木)	近プロ正副会長会議	大阪会館	三嶋会長出席

部会・委員会報告

自 令和5年7月1日
至 令和5年12月31日

財 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月4日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	近プロ定例協議会について他
8月22日(火)	財務部会	本会会議室	本年度本会親睦事業について他
8月25日(金)	近プロ財務部会	滋賀会会館	高見財務部長出席
10月1日(日)	第36回連合会親睦ゴルフ大会前夜祭	郡山ビューホテル アネックス	} 兵庫会参加者2名
10月2日(月)	第36回連合会親睦ゴルフ大会	グランティ那須白河 ゴルフクラブ	
11月2日(木)	HTC会打合せ	本会会議室	三嶋会長出席
11月10日(金)	親睦事業打合せ	加古川市民会館	本年度本会親睦事業について
11月12日(日)	近プロゴルフ大会前夜祭	おごと温泉びわこ 緑水亭	} 兵庫会参加者16名
11月13日(月)	近プロゴルフ大会	瀬田ゴルフコース	
11月22日(水)	監事会	本会会議室	中間監査の打合せ他
11月22日(水)	中間監査	本会会議室	令和5年度中間監査
12月2日(土)	本会親睦事業「加古川に轟く和太鼓の響き」	加古川市民会館	169名参加
12月12日(火)	総務、財務合同部会	本会会議室	本会親睦事業の総括について他

業 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月11日(火)	業務部小部会	WEB会議	官民境界協定について他
7月29日(土)	地籍問題研究会第35回定例研究会	WEB会議	庄業務部長、寺内業務副部長、島本社会事業部長出席
8月25日(金)	近プロ業務部会	奈良会会館	庄業務部長出席
8月29日(火)	業務部小部会	本会会議室	第1回官民協定協議会の提案書の作成について他
8月29日(火)	業務部会	本会会議室	明示統一化案の検討について他
9月28日(木)	官民協定協議会	兵庫県職員会館	三嶋会長、渡邊副会長、庄業務部長、寺内業務副部長、木田・中川各業務部員出席
10月17日(火)	業務部会	本会会議室	法務局との連絡協議会について他
11月1日(水)	業務部小部会	本会会議室	新入会員研修会の講義内容について他
11月18日(土)	地籍問題研究会第36回定例研究会	WEB会議	寺内業務副部長、島本社会事業部長出席
12月20日(水)	官民協定協議会	兵庫県職員会館	業務部集約意見及び要望事項の協議について

広 報 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月1日(土)	西田事務所訪問	西田事務所	三嶋会長、長谷川広報部長、松本広報副部長出席
7月6日(木)	令和5年度第2回「お悩みパフェクト相談会」担当者打合せ会議	WEB会議	三嶋会長、山本副会長、長谷川広報部長出席
8月10日(木)	インターンシップ打合せ会	本会会議室	長谷川広報部長、春名研修部長、部屋総務副部長出席
8月21日(月)	インターンシップ開講式	本会会議室	三嶋会長、山本副会長、長谷川広報部長、受入会員1名、学生1名出席
8月25日(金)	近プロ広報部会	京都都会館	長谷川広報部長出席
8月30日(水)	インターンシップ閉講式	本会会議室	山本副会長、長谷川広報部長、受入会員1名、学生1名出席
9月6日(水)	広報部会	本会会議室	会報1月号について他

部会・委員会報告

自 令和5年7月1日
至 令和5年12月31日

広 報 部			
開催日	行事名	場 所	議 題 等
9月6日(水)	お悩みパーフェクト相談会PT会議	本会会議室	当日の役割について他
9月14日(木)	お悩みパーフェクト相談会打合せ会	WEB会議	三嶋会長、山本副会長、長谷川広報部長、山崎前広報部長出席
9月14日(木)	近プロ立命館大学寄付講座打合せ会議	WEB会議	松本広報副部長出席
9月30日(土)	お悩みパーフェクト相談会	神戸市中央区文化センター	本会役員22名出席
11月21日(火)	近プロ広報部会	WEB会議	長谷川広報部長出席
12月7日(木)	令和6年度立命館大学寄付講座第1回講師会議	WEB会議	長谷川広報部長、部屋総務副部長、安西・藤井会員出席
12月15日(金)	広報部会	本会会議室	今年度事業について他

研 修 部			
開催日	行事名	場 所	議 題 等
7月14日(金) ～7月16日(日)	第18回ADR特別研修 基礎	大阪会館	5名受講(内、1名有資格者)
8月18日(金) ～8月19日(土)	第18回ADR特別研修 集合	大阪会館	4名受講
8月20日(日)	第18回ADR特別研修 総合講座	大阪会館	4名受講
8月25日(金)	第1回継続測量研修会	本会会議室	36名受講
9月2日(土)	第18回ADR特別研修 考査	新大阪丸ビル別館	5名受講、協力員として三嶋会長、向井副会長、春名研修部長出席
9月2日(土)	近プロ研修部会	新大阪丸ビル別館	三嶋会長、向井副会長、春名研修部長出席
9月12日(火)	研修部会	本会会議室	第1回選択研修会について他
9月12日(火)	第1回選択研修会	楠公会館	第1部:42名、第2部:67名受講
9月14日(木)	年次研修	あすてっぶKOBE	25名受講
9月15日(金)	令和5年度第1回義務研修運営委員会	連合会会議室	春名研修部長出席
10月5日(木)	第2回選択研修会	楠公会館	118名受講
11月1日(水)	研修部会	神戸市産業振興センター	第1回業務研修会について他
11月1日(水)	第1回業務研修会	神戸市産業振興センター	291名受講(会場87名、WEB204名)
11月8日(水)	第2回継続測量研修会	加東市地域交流センター	24名受講
11月16日(木)	測量基礎講座	しあわせの村	12名受講
11月17日(金) ～11月18日(土)	新入会員研修会	しあわせの村	10名受講
12月14日(木)	年次研修	あすてっぶKOBE	18名受講

部会・委員会報告

自 令和5年7月1日
至 令和5年12月31日

社会事業部			
開催日	行事名	場所	議題等
7月14日(金)	ひょうご空き家対策フォーラム第15回運営委員会	神戸市中央区文化センター	矢野社会事業部理事出席
7月26日(水)	近畿災害対策まちづくり支援機構第20回幹事会	WEB会議	島本委員、竹島委員出席
8月1日(火)	第23回あいち境界シンポジウム	ウインクあいち大ホール	三嶋会長、山本副会長、島本社会事業部長、竹島社会事業副部長、矢野社会事業部理事、藤本・安井・久下・宮本・水上各社会事業部員 出席
8月2日(水)	連合会シンポジウム三者打合せ	公嘱協会会議室	三嶋会長、山本・向井・渡邊各副会長、島本社会事業部長出席
8月28日(月)	連合会シンポジウム会場視察	神戸文化ホール	山本副会長、島本社会事業部長、竹島社会事業副部長出席
8月28日(月)	筆界特定室の打合せ	本会会議室	筆界調査委員の選任について他
9月1日(金)	近プロ社会事業部会	WEB会議	島本社会事業部長出席
9月7日(木)	連合会シンポジウム打合せ	本会会議室	山本副会長、島本社会事業部長出席
9月20日(水)	近畿災害対策まちづくり支援機構第21回幹事会・令和5年度定期総会	エスタシオン・デ・神戸	三嶋会長、島本委員、竹島委員出席
9月28日(木)	法務局との打合せ	神戸地方法務局	第2回選択研修会について他
9月28日(木)	法務局との打合せ	神戸地方法務局	第2回選択研修会について他
10月5日(木)	神戸文化ホールとの打合せ	神戸文化ホール	島本社会事業部長、竹島社会事業副部長、矢野社会事業部理事 出席
10月11日(水)	連合会シンポジウム三者打合せ	公嘱協会会議室	三嶋会長、島本社会事業部長出席
10月12日(木)	社会事業部会	本会会議室	連合会シンポジウムについて他
10月20日(金)	連合会シンポジウム打合せ	本会会議室	三嶋会長、島本社会事業部長出席
10月24日(火)	連合会シンポジウム	神戸文化ホール	284名出席
10月25日(水)	連合会)狭あい道路解消に向けた取組等に関する打合せ	本会会議室	三嶋会長出席
11月1日(水)	筆界調査委員候補者選考委員会	本会会議室	三嶋会長、山本・渡邊両会長、樋口総務部長、庄業務部長、島本社会事業部長、山田綱紀委員長出席
11月15日(水)	連合会シンポジウム三者打合せ	公嘱協会会議室	三嶋会長、山本・向井両副会長、島本社会事業部長出席
11月22日(水)	近畿災害対策まちづくり支援機構第22回幹事会	弁護士会館	島本委員、竹島委員出席
11月30日(木)	筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連絡会	本会会議室	山本副会長、島本社会事業部長、竹島社会事業副部長、高橋センター長出席
12月8日(金)	令和5年度土地政策に関する講演会	大手前合同庁舎1階	島本社会事業部長出席
12月15日(金)	社会事業部会	本会会議室	連合会シンポジウムの総括他
12月21日(木)	ひょうご空き家対策フォーラム第16回運営委員会	神戸市教育会館	島本社会事業部長、竹島社会事業副部長出席

技術対策委員会			
開催日	行事名	場所	議題等
7月26日(水)	測量研修打合せ	本会会議室	第1回継続測量研修会について他
9月27日(水)	技術対策委員会	本会会議室	第2回継続測量研修について他
12月15日(金)	技術対策委員会	相生市文化会館	測量基礎講座(新人向け)について他

部会・委員会報告

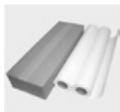
自 令和5年7月1日
至 令和5年12月31日

情報管理委員会			
開催日	行事名	場所	議題等
8月24日(木)	情報管理委員会	本会会議室	副委員長の互選について他
9月22日(金)	情報管理委員会	本会会議室	基準点管理システムの利用方法について(研修)
12月8日(金)	情報管理委員会	本会会議室	各市の作業状況の報告について他

支部長会			
開催日	行事名	場所	議題等
7月8日(土) ~7月9日(日)	移動支部長会	赤穂商工会議所	

境界問題相談センターひょうご			
開催日	行事名	場所	議題等
7月27日(木)	センター手続説明会	本会会議室	センター手続に関する概要説明他
7月27日(木)	推進委員会	本会会議室	推進委員長の互選について他
8月17日(木)	苦情処理委員会	弁護士会姫路支部会館	
9月12日(火)	推進委員会	本会会議室	センター研修会について他
9月12日(火)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
9月19日(火)	苦情処理委員会	弁護士会姫路支部会館	
10月2日(月)	苦情処理委員会	姫路会議室・WEB会議	
11月7日(火)	苦情処理委員会	WEB会議	
11月22日(水)	推進委員会	本会会議室	センター研修会について他
11月22日(水)	運営委員会	本会会議室	調停事案について他
12月19日(火)	センター研修会打合せ	本会会議室	センター研修会について他
12月21日(木)	ADR法改正に伴う省令等の改正にかかる説明会	WEB会議	高橋センター長出席

☆激安!! インジェット用普通紙☆

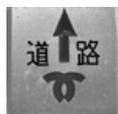


64g 594×50m (2本入)
64g 841×50m (2本入)

☆多数取扱有!! 境界プレート☆



60角 4mm厚
40角 4mm厚



FUKUI COMPUTER 福井コンピュータ株式会社

TOPCON
SMOOTH DRIVE CONTROL
新たなモーター制御技術を搭載し、ハイパフォーマンスな測量を実現!



NETIS

他、各種取り揃えておりますのでご不明な点は下記にお問い合わせください

〒651-1114 兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町2-20-23

有限会社 システム測器

TEL : 078-592-8585

FAX : 078-592-8584

E-mail : system_s@theia.ocn.ne.jp

会 員 の 動 向

令和5年12月31日現在

令和5年7月1日～9月30日の変更につきましては、昨年10月末に発送の会員名簿に反映されております。

○入会届

支 部 姫 路 入会年月 R 5 ・ 7 ・ 20		ほそかわ ふみえ 細川 文恵 登 録 番 号 2 5 6 7	事務所 〒671-0252 姫路市花田町加納原田 3-17 TEL 079 (253) 0362 FAX 079 (253) 0362 E-mail h.kawa.t@ymail.ne.jp	行 測 補
支 部 神 戸 入会年月 R 5 ・ 8 ・ 1		うしだ まゆみ 牛田 真弓 登 録 番 号 2 5 6 8	事務所 〒657-0029 神戸市灘区日尾町 1丁目 1-5 TEL 078 (858) 6011 FAX 078 (858) 6012 E-mail mym.touki@gmail.com	
支 部 明 石 入会年月 R 5 ・ 9 ・ 1		はまむら よしあき 濱村 吉昭 登 録 番 号 2 5 6 9	事務所 〒651-2277 神戸市西区美賀多台 1丁目 2 W1409 TEL 078 (915) 7014 FAX 078 (996) 0713 E-mail y-hamamura@nifty.com	測 補
支 部 加 古 川 入会年月 R 5 ・ 9 ・ 1		くろこし しんじ 黒越 慎司 登 録 番 号 2 5 7 0	事務所 〒675-0008 加古川市新神野 2丁目 1-4 TEL 079 (458) 2540 FAX 079 (458) 2540 E-mail tochi_kaoku@shinkanno.onmicrosoft.com	測 補
支 部 阪 神 入会年月 R 5 ・ 9 ・ 1		しみず こうた 清水 皓太 登 録 番 号 2 5 7 1	事務所 〒665-0842 宝塚市川面 5丁目10-2 TEL 0797 (86) 3587 FAX 0797 (86) 3651 E-mail shimizu.kouta0310@gmail.com	行 測 補 認
支 部 神 戸 入会年月 R 5 ・ 10 ・ 2		はしもと よしのり 橋本 佳典 登 録 番 号 2 5 7 2	事務所 〒650-0034 神戸市中央区京町71 山本ビル 6階 TEL 078 (331) 2121 FAX 078 (331) 2120 E-mail y.hashimoto@forcustomer.com	測 補
支 部 姫 路 入会年月 R 5 ・ 10 ・ 2		やまうち ひろかず 山内 寛和 登 録 番 号 2 5 7 3	事務所 〒679-3124 神崎郡神河町南小田776 TEL 0790 (34) 0564 FAX 0790 (34) 0563 E-mail	行 司 測 補

会員の動向

令和5年12月31日現在

○事務所変更届

登録番号	会員名	事務所	電話・FAX	支部	名簿頁
2555	白井 敦	〒679-4134 たつの市誉田町広山327	TEL 0791(72)8881 FAX 050(3488)3958	西播	106、109
2475	奥村 幸平	〒655-0041 神戸市垂水区神陵台2丁目 3-28-301	TEL 078(380)6135 FAX 078(380)6135	神戸	18

○名簿記載事項変更・訂正

登録番号	会員名	名簿記載事項	支部	名簿頁
1941	八尾野 孝之	(FAX) 掲載なし	阪神	49

○退会届

登録番号	会員名	退会年月日	事由	支部	名簿頁
1784	足立 安弘	R 5 . 7 . 31	廃業	但馬	—
1662	橋本 泰秀	R 5 . 8 . 31	廃業	神戸	—
2518	櫻井 亜弥子	R 5 . 9 . 30	退会	神戸	—
2274	大西 正之	R 5 . 9 . 30	廃業	伊丹	—
1782	藤本 宜正	R 5 . 10 . 31	廃業	東播	129、157
1497	黒田 良平	R 5 . 11 . 30	退会	加古川	89、152
555	池田 信男	R 5 . 11 . 30	廃業	神戸	15、149
2515	長嶋 玲	R 5 . 12 . 15	廃業	伊丹	57、155
2050	飯塚 卓也	R 5 . 12 . 31	廃業	西播	107、149

○法人成立

神戸	土地家屋調査士法人神戸測量登記事務所	主	法人番号	14-0017
R 5 ・ 11 ・ 10	事務所	〒650-0023 神戸市中央区栄町通4丁目1-11		
	TEL	078(381)9471	FAX	078(381)9474
	社員名	長嶋 秀幸		

～訃報～ つつしんでご冥福をお祈りいたします。



神戸支部 松岡 毅 殿(享年53歳)は、
令和5年8月2日にご逝去されました。
(平成15年8月20日入会)

会員の動向

令和5年12月31日現在

新入会員

アンケート

- ①出身地はどこですか？
- ②あなたの住んでいるまちの自慢をしてください。
- ③調査士になったきっかけは？
- ④仕事から帰ってのお楽しみは？
- ⑤好きな休日の過ごし方は？
- ⑥ちょっぴり自慢出来ることを教えてください。
- ⑦最後に土地家屋調査士としての意気込みをお願いします。



神戸支部
牛田 真弓

- ①大阪府
- ②山手にある町のため、夜景がすごくきれいです。(茨木市山手台)
- ③手に職を持って長く続けられる仕事をしたかったため。
- ④子供たちと、今日の出来事の話をする事。

- ⑤家族で、買い物に行ったり、のんびりして過ごす。
- ⑥自慢とまでは言えませんが…。ケーキを作るのが好きです。
- ⑦いつまでも初心を忘れずに、そして常に向上心を持ちながら仕事をしたいです。



阪神支部
清水 皓太

- ①山口県下関市です。
- ②閑静な住宅街で宝塚駅にも近く交通の利便性が高いため、非常に住みやすいところです。(宝塚市川面)
- ③小学生のころ調査士である父の仕事を手伝った際に、面白い職業だと感じたからです。

- ④YouTubeを見ながらの晩酌です。
- ⑤好きな音楽を聴きながら料理をすることです。
- ⑥パラパラの炒飯を作れます。
- ⑦まだまだ学ぶべきことはたくさんありますが、1日でも早く仕事に慣れ、地域の皆様に安心して業務をご依頼いただけるような調査士になれるよう精進します。



姫路支部
細川 文恵

- ①神戸市北区
- ②秋祭りが盛んです。(姫路市)
- ③知り合いの調査士先生に勧められたから。
- ④娘から送られてくる初孫の動画を観ること。
- ⑤姫路駅周辺でのショッピング。
- ⑥一緒に暮らしているワンコ(黒ポメ オス 9歳)がめちゃくちゃ可愛いこと。

- ⑦ご依頼いただいた仕事を的確にこなし、信頼される土地家屋調査士になる為、日々努力して参りたいと思います。



姫路支部
山内 寛和

- ①神崎郡神河町になります。淡路島を除いた兵庫県の地図の中心部だと思えば分かりやすいかも。
- ②雪が降ると一面が銀世界になるほどに自然が豊か。ときどき映画のロケ地にもなっていたりする。(神河町)

- ③私は司法書士をしているのですが、開業した時から調査士関係の相談をされることが時々あったので、調査士の需要があるかもと考えたのがきっかけです。本当は実務経験を積んでから登録を…と考えていたのですが、とある調査士の方と旅行をした際に熱烈な応援を受けまして「何とかなるさ」と考えを改めて、旅行後すぐに登録しました。
- ④パイプタバコによる喫煙とお酒
- ⑤積みゲー(買ってから遊んだことのないゲーム)を消化すること。
- ⑥コントローラーのボタン連打はそこそこ自信がある。
- ⑦まだまだ経験不足ではありますが、どのような案件でも誠心誠意全力で業務を遂行して、自分のファンを増やせるように仕事に取り組みたいと思います。

会員の動向

令和5年12月31日現在



加古川支部
黒越 慎司

- ①明石市
- ②春になると日岡山公園の桜が綺麗です。あと道が平坦で良い。(加古川市)
- ③西宮で測量会社に入った時に知り、興味を持ちました。
- ④かわいい娘と妻の出迎え、あと阪神タイガース。

- ⑤家族と買物、旅行
- ⑥ハウスクリーニングができる(ワックス、エアコン掃除も得意です)
- ⑦個人が大切に守ってきた土地や建物の安全な取引をするために、自己研鑽に励んでいきます。



明石支部
濱村 吉昭

- ①香川県小豆島町(旧内海町)
- ②プレんティのリニューアル、なでしこ芸術文化センターの開館等、まちはにぎわっています。(神戸市西区)
- ③定年退職
- ④ビール大好き
- ⑤自宅周辺でジョギング、山歩き

- ⑥自宅リビングから明石海峡大橋が望めます。
- ⑦60才を過ぎての開業に不安はありますが、できるだけ長く、また信頼される調査士を目指します。

CADシステムに標準装備!

大好評!!

2in1 地図データ
コンバーター

DXF、SIMA形式での取込が可能! G空間情報センターの全国の登記所備付地図のXMLデータを2in1で活用!

電子データの無償提供開始に伴い、G空間情報センターからダウンロードした地図データを読み込み、全体もしくは指定した範囲や指定した地番部分をそれぞれの形式に出力できます。変換したデータは建物図面の底地として利用すれば、公図のトレースが不要になります。

2in1地図XML Converter

IJCAD

測量計算

CADや測量計算に取込可能です!

DXF SIMA

タイプA 地図データコンバーター		タイプB 地図データコンバーター		タイプC		タイプD		タイプE	
表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム + システム + 土地家屋調査士版		表示登記 + CAD 申請システム + システム		表示登記申請システム		表示登記 + 請求入金 申請システム + 土地家屋調査士版		請求入金 土地家屋調査士版	
一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	
¥465,000	月額¥8,700	¥405,000	月額¥7,600	¥218,000	月額¥4,100	¥278,000	月額¥5,200	¥60,000	

表記はすべてスタンダード版の価格です。ネットワーク版をご希望の場合は別途お問い合わせください。全て税抜価格となります。

期間限定 /
キャンペーン実施中!

2024年1月31日(水)まで

bbc 株式会社ビービーシー

www.bbcinc.co.jp

TEL. 03-5909-5772

東京本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

編集後記

新年あけましておめでとうございます。昨年から本会広報部員となりました阪神支部の田中です。この編集後記が広報部員として初めて担当する原稿となり、緊張しながら書いているところです。

昨年は、10士業による「お悩みパーフェクト相談会」の運営担当会が調査士会でした。そこでの広報部の皆様の推進力に敬服いたしました。広報部の一員として

貴重な経験をさせていただきましたし、私自身、大変勉強させていただきました。

広報部員としての活動の取り組みは、まだわからないこともあります。今後もお役に立てるよう努力していきますので、よろしくお願いします。

(広報部員 田中 紀昌)

新年あけましておめでとうございます。

今期も引続き広報部員を務めさせていただきます。広報部の構成員も半数程が入れ替わり、また新たな出会いが生まれ何が起きるか今後は非常に楽しみにしております。

またこれから原稿の校正に追われる日々が続くと思うと、?という感じもしますが、今回校正する原稿の中に「ポンコツ」をいう言葉を発見しました。その言

葉が私のツポにはまり、校正しているはずが原稿を楽しく拝読する状況になり、結局校正のため改めて文章を読み直すこととなりました。「へー、こんなこともあるのか?」と思いながら、「ポンコツ。ポンコツ。ポンコツ。」という言葉が頭の中を駆けめぐっておりました。

皆様今期もよろしくお願い申し上げます。

(広報部員 山本 泰光)

会報新春号を発刊するにあたり、令和6年1月1日午後4時10分ごろ発生した石川県能登地方を震源とする地震（令和6年能登半島地震）によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

会報新春号は、令和5年年7月以降発刊に向けて鋭

意準備を進め、新年1月に発刊したものであり、掲載内容は令和5年中の出来事がほとんどとなっております。次号では、29年前に大震災を経験した土地家屋調査士会として、同震災に関する情報等を含めて発信できればと考えております。

(広報部長 長谷川 裕城)

NAVVIS

ウェアラブル型
移動式計測デバイス
ナビビス

NavVis VLX

現場 3D 化を加速

dji 測量用高精度ドローン

Mavic 3E

2000 万画素
4/3 型 CMOS 広角カメラ
cm レベルでの正確性を誇る
RTK 測位システム

dji 進化した業務用ドローンの
新たなスタンダード

Matrice 350 RTK

LiDAR/ZENMUSE L1
45MP フルサイズカメラ
/ZENMUSE P1

Leica 世界最小・最軽量
毎秒 68 万点の点群データ取得
画像のスキャンを 20 秒で完了

**3D レーザースキャナー
BLK360 G2**

高さ 15.5 × 直径 8cm
重さ 0.85kg

Leica

ハンドヘルド・
イメージング
レーザースキャナー

BLK2GO

Leica

3D レーザースキャナー

RTC360

1 秒間に最大 200 万点
2 分未満でスキャン完了

TOPCON

3D レーザースキャナー

GLS-2200

i-Construction の
点群計測に最適

TOPCON

レーザースキャナー搭載型
トータルステーション

GTL-1200

1 台 2 役だから
測量・計測が速い

SOKKIA トータルステーション

iX シリーズ

Smooth Drive Control

TOPCON

杭ナビ LN-150

簡単に一人で杭打ち
効率が劇的に向上

SOKKIA GNSS 受信機

GCX3

世界最小・最軽量

SOKKIA GNSS 受信機

GRX3

マルチ GNSS 対応
セルラー通信

FUKU COMPUTER 測量 CAD システム
トレンドワン

TREND-ONE

FUKU COMPUTER 3D 点群処理システム
トレンドポイント

i-Construction を強力に支援する
3D 点群処理システム

TREND-POINT

VAISAN 測量 CAD システム
ウイングネオ・インフィニティ

WingNeo
INFINITY

大規模 3 次元点群高速編集ツール

WingEarth

3DPCP
大規模 3 次元点群高速編集ツール
ウイングアース

BricsCAD®

CAD ソフトウェア

Metashape

Sfm ソフトウェア

3次元なら神戸清光におまかせください！
(株) 神戸清光は、ソキア製品の販売・修理・メンテナンス
に関する関西唯一のパートナー契約店です。

好評！ユーザー事例・KSI レポート
すべてはここに KSI WEB サイト➡



KSI 株式会社神戸清光
■ 測量機器/3Dシステム/CAD/GIS/UAV/修理/レンタル
【URL】 <http://www.kobeseiko.co.jp>
【E-MAIL】 ksi-info@kobeseiko.co.jp

本社 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 5-10-9
TEL 078-681-5789 FAX 078-681-8357
淡路営業所 〒656-0017 兵庫県洲本市上内膳 1 2 1-1
TEL 0799-24-5346 FAX 0799-24-7195
大阪支店 〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-4-6 3
TEL 06-6391-4750 FAX 06-6391-4751

【新刊書籍のご案内】

地目変更、地目に関する登記等の手続・土地の規制・権利の制限等について様々な事案を想定した430問で実務の要点を網羅！



Q&A 地目、土地の規制・権利等 に関する法律と実務

日本土地家屋調査士会連合会会長推薦
日本司法書士会連合会会長推薦

宅地・農地・山林・道路等、登記、土地基本法、区域地域

司法書士・土地家屋調査士 末光祐一 著

2023年11月刊 A5判 620頁 定価7,590円(本体6,900円) → 特価6,830円(税込)

- Q: 建物の敷地から公道に至るまでの私的な通路部分の地目は、どのように定めるべきか。
- Q: 農地(田、畑)は、どのような状態になったときに、宅地に変更されたと判断されるか。
- Q: 墓地の所有者死亡による所有権移転の登記は、どのような登記原因となるのか。

- Q: 農地(田又は畑)を農地以外の地目に変更する登記申請は、農地転用許可書などの農地法所定の要件の具備を明らかにする書面の提供がなければ、却下されるか。
- Q: 農地を全面コンクリートで覆った土地は、農作物の栽培のためであっても、もはや、農地ではないのか。
- Q: 農地を時効取得したとき、農地法3条1項の許可を受けなければ、その所有権は移転しないのか。

※発刊時に変更となる可能性がございます。

様々な地目に関連する法律に精通している著者が、法令、通達、文献等を根拠に解説。

立法趣旨・背景事情、法案審議、改正経緯及びその主な内容を一つずつ丁寧に解説した唯一の書。



わかる！ 国土調査法

逐条解説と実務Q&A

山中正登 著

2023年11月刊 A5判 432頁(予定) 定価5,280円(本体4,800円) → 特価4,750円(税込)

特別価格・送料無料	書籍注文書	ご注文締切	2024年1月19日(金)必着	お届け	確認後、4~5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。 ※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。
ご注文	FAX.03-3953-2061	太枠内を記入し、弊社に送信ください。		お支払	商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は弊社負担)。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
Q&A 地目、土地の規制・権利等に関する法律と実務	40901 6,830円	部	わかる！ 国土調査法	40966 4,750円	部

12月29日(金)~1月8日(月)は年末年始休業とさせていただきます。
12月23日(土)以降にご注文いただきました商品につきましては、1月10日(水)以降の発送となります。年内発送のご注文は、12月22日(金)までをお願いいたします。

右記コードまたはURLからでも
特別価格・送料無料でご注文いただけます！
<https://forms.gle/rFri4gBtRe7keoG16>



販促コード：205019

フリガナ	TEL
お名前	FAX
ご住所 〒	通信欄

※ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 X(旧Twitter):@nihonkajo

お知らせ



補助者証の更新手続きについて



土地家屋調査士補助者証

事務所所在地
○○○○○○○○

土地家屋調査士氏名 ●●● ●●●

登録番号 兵庫 第×××号

電話番号 ××××-××-××××

発行日 平成25年1月1日

有効期限 発行日から5年間 発行番号×××番

左の者は当会会員上記土地家屋調査士の補助者であることを証する

●●● ●●● ●●● ●●●
昭和55年12月31日生

兵庫県土地家屋調査士会

有効期限は発行日から5年です！

現在、会で発行している補助者証は左記のタイプです。発行日と有効期限の記載があります。今、ご使用になっている補助者証の日付をご確認下さい。また、以前のタイプの補助者証をお使いの方、有効期限が切れている方は大至急！更新手続きをお願いいたします。手続き方法は下記の通りです。

注意事項

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 退職したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

兵庫県土地家屋調査士会 電話 078-341-8180



- 有効期限満了の3か月前から交付の請求ができます。
- 今、お使いの補助者証のコピー、写真(3cm×4cm、1枚)、更新手数料1,000円を揃えて、事務局までお申し出下さい。
- できあがり次第郵送いたします。(作成にお時間を頂きます)

第30回 調査士兵庫に参加してプレゼントを当てよう!!



クイズに挑戦し、答えが分かった方は解答欄にご記入の上、必要事項・アンケートと共に兵庫県土地家屋調査士会事務局までファックスにて送って下さい。締め切りは**2月29日(木)**です。今回は解答者全員に「防災グッズ5点セット(スマートエージェンシーボトル)」をプレゼントします。



「火の用心」にちなんだクロスワードです。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、グレーのマスに入った5文字を並べかえてテーマに関する言葉にしてください。

1		2	3		4		5
		6			7		
8	9		10	11			
	12	13				14	
15			16		17		
		18			19		
20	21		22				23
24					25		

パズル制作・笠見孝子

解答欄							
-----	--	--	--	--	--	--	--

タテのカギ

- 江戸時代、半鐘を鳴らしたりまといを振ったりする人
- 「火の用心～」と回るのは昼じゃない
- Tシャツ1枚で寒くないの?
- A1=人工○○○
- 口内が火事! 激辛タコスはいタリアンでなし
- 吸ってポイ捨ては火事の元
- 集めてたき火をするときは水を用意
- 裸のあんよ
- 春夏秋冬と巡ります
- オートバイを漢字二文字で
- 木枠に紙。風情はあるけど燃えやすい
- ギリシャ神話で、太陽熱で翼が取れた若者
- ペルーの首都です
- 殻ごと焼かれて鬼殻焼きに

ヨコのカギ

- 緊急時には「EXIT」の表示があるドアから脱出
- みんなは外出、ボチが番。火の元が心配だワン!
- 葦原などを焼いて新芽の成長を促します
- ニャンコさんのはザラザラ。熱いものが苦手なの
- 歯科○○○土さん、義歯の金属切削は火花がでる?
- 水を張っていない○○タブの空焚きにご用心!
- ガソリンなどが気体に。火気厳禁です
- 一つのコンセントに複数の器具を接続。危ないよ
- 画骨筆は火に強い桐箱で保管
- お肉などの揚げ物。高温の油に気を付けて
- ココに火がついて焦る。切迫した状況の比喩
- 「背中」の意も。狸どん、火がついてギャ!
- 木への落雷が原因で起こることも
- 火鉢の中で真っ赤に燃えているね

締め切り: 2月29日

前回の解答

サ	シ	ミ		ハ	ク	シ	ユ
ン		ク	ル	マ	エ	ビ	
マ	グ	ロ		グ		レ	ア
	リ		ク	リ	ア		ン
タ	コ	ヤ	キ		ザ	イ	コ
ラ	ード			カ	ラ		ウ
		ゲ		サ	ク	シ	カ
ダ	ン	リ	ユ	ウ		メ	ス

サザエサン(サザエさん)

FAX番号 078-341-8115

住所 〒	
氏名	職業
この会報をどこで見ましたか?	興味があった記事を教えてください
会報にて企画して欲しい事などがあればご自由にお書き下さい。	

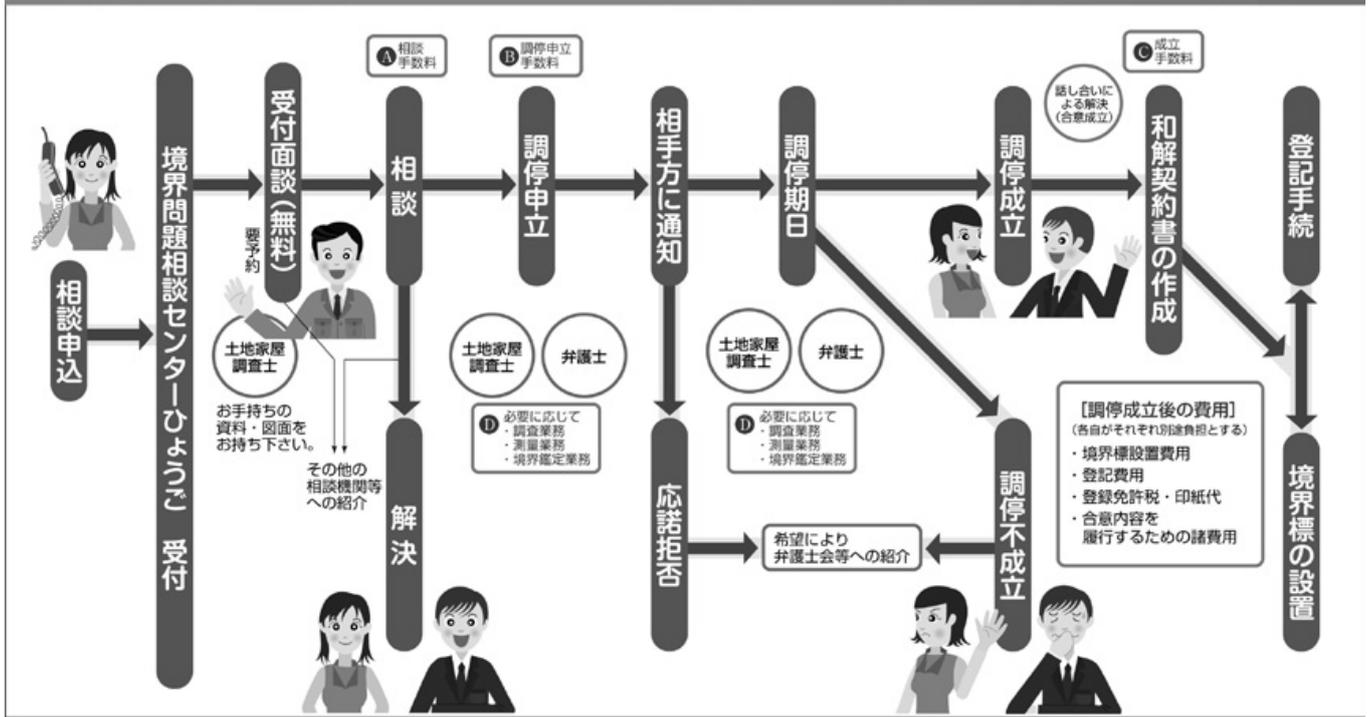
ありがとうございました。今後の会報編集の参考にさせていただきます。なお、プレゼント当選者の発表は商品の発送にかえさせていただきます。

土地の境界問題でお困りの方

境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」との協働による紛争解決機関です。

手続きの流れ

境界問題相談センターひょうご



費用概要 (消費税込み)

A 相談 1回の相談は2時間以内
相談手数料(相談者負担) 10,000円
2回目以降(相談者負担) 10,000円
基本調査費(相談者負担) 30,000円以上+実費(印紙代等)
但し、資料の補完を必要とする場合

B 調停
調停申立手数料(申立人負担) 10,000円
(第1回期日手数料含む)
2回目以降期日手数料 無料
C 成立手数料(双方負担) 基本額 300,000円
(但し、事案により増減あり)(負担割合は合意による)

D 補助業務
調査・測量・境界鑑定業務の費用
(相談・調停手続きの補助業務)
随時見積り金額による。
(負担割合は合意による)

境界問題相談センターひょうご

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約

☎0120-144-400
078-341-8280

受付/月-金 9:00~16:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒650-0017

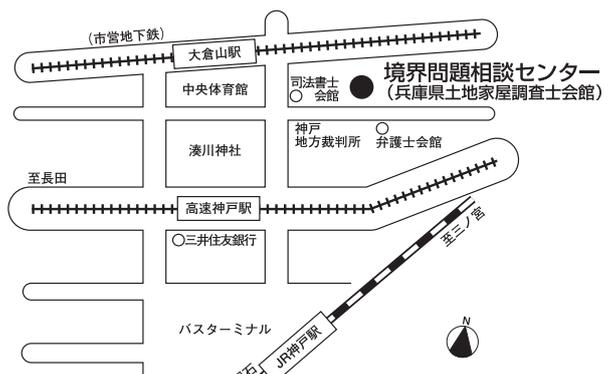
神戸市中央区楠町2丁目1番1号
(兵庫県土地家屋調査士会館3階)

電話 078-341-8280

FAX 078-341-8286

URL <http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/>

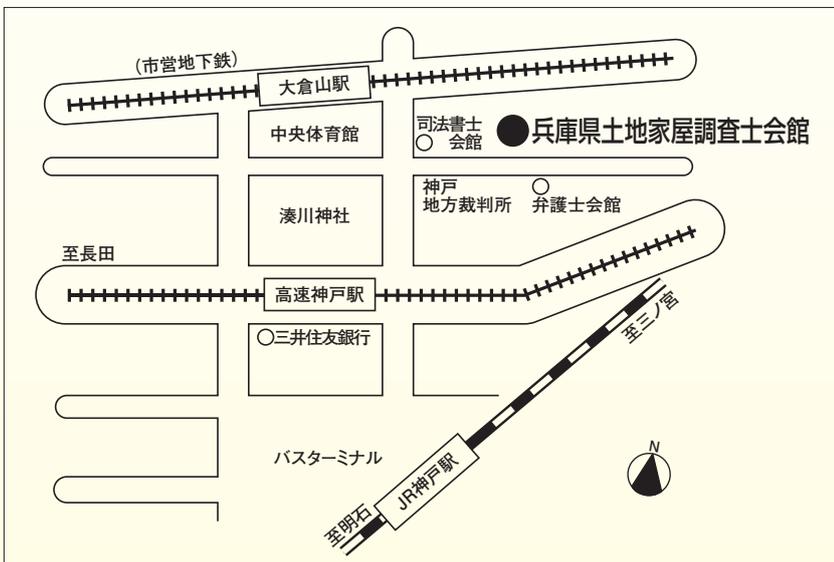
兵庫県土地家屋調査士会館内



※ 駐車場の設備はありません。



狭あい道路解消シンポジウム



兵庫県土地家屋調査士会

〒650-0017

神戸市中央区楠町2丁目1番1号

TEL 078-341-8180

FAX 078-341-8115

E-mail info@chosashi-hyogo.or.jp

発行者 兵庫県土地家屋調査士会
会長 三嶋 裕之

編集者 兵庫県土地家屋調査士会
広報部

印刷所 福田印刷工業株式会社
神戸市東灘区魚崎西町4-6-3
TEL 078-811-3131
FAX 078-851-8443